

第66回通常総会議案書

日時 2019年6月20日(木)
15:30～17:00

会場 全労済
ソレイユ 7階「アイリス」
大分市中央町4丁目2番5号

※代議員の方へ この議案書は、あらためてお渡し致しませんので、
当日必ずご持参下さるようお願い致します。

大分県生活協同組合連合会

第66回通常総会議事次第

1. 開会の辞
2. 資格審査及び成立宣言
3. 議長選出・挨拶
4. 総会役員選出
 - ・ 議事運営委員
 - ・ 議事録署名人
 - ・ 書記任命
5. 県連会長理事挨拶
6. 来賓挨拶・祝辞祝電披露
7. 議案審議
 - ・ 第1号議案 2018年度活動報告及び決算報告並びに剰余金処分承認の件
2018年度監査報告
 - ・ 第2号議案 2019年度活動方針・活動計画並びに予算決定の件
 - ・ 第3号議案 役員報酬決定の件
 - ・ 第4号議案 役員選任補充の件
 - ・ 第5号議案 役員退任慰労金の件
 - ・ 第6号議案 議案決議効力発生の件
8. 閉会の辞

本総会に第1号議案から第6号議案まで提出します。

2019年6月20日

会長理事	青木博範	(生活協同組合コープおおいた)
専務理事	太田耕作	(員 外)
理事	後藤哲也	(日田市民生活協同組合)
理事	日隈健一	(グリーンコープ生活協同組合おおいた)
理事	高瀬宏一	(大分県学校生活協同組合)
理事	三重野修次	(大分県高等学校生活協同組合)
理事	松浦和規	(大分大学生生活協同組合)
理事	政丸佐智夫	(大分県職員消費生活協同組合)
理事	河原伸明	(自治労大分県本部信用販売生活協同組合)
理事	森徳夫	(大分県労働者総合生活協同組合)
理事	橋本敏雄	(大分県勤労者医療生活協同組合)
理事	田辺修	(大分県医療生活協同組合)

第 1 号議案

2018年度活動報告及び決算報告並びに剰余金処分案承認の件

はじめに

国際情勢は、アメリカのトランプ大統領による「アメリカ第一主義」といった内向きの政策が強調、米中貿易問題で、国際情勢が不安定になりつつあり、世界的に政治、経済の先行きが見通せなくなっています。

これらに加えて北朝鮮の核問題などは解決されず、韓国との関係も悪化しており、朝鮮半島での緊張状況が続いています。

世界では、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けて、世界を舞台として「よりよい社会作りのために、互いに力を発揮し、国内はもとより、世界中で苦しんでいる人々に当たり前の生活を保障し、平和で維持可能な社会を作っていく」という壮大な取り組みが開始されています。こうした課題に日本生協連は2018年通常総会で「コープSDGs行動宣言」を採択し、大分県においても取り組みを展開してきました。

政治情勢は、憲法改正、環境問題、労働力不足、社会保障、食料安全保障など、私たちにとっても大変重要な課題は山積しており、国民一人ひとりがしっかりと考えていかなければなりません。

私たちを取り巻く情勢では、景気拡大の長さが戦後最長に並んだと言われますが、私たちにとって景気回復の実感は欠しく、消費の低迷が続く中、2019年10月には消費税率の引上げが予定されており、さらに厳しさが増すことが予想されます。一方、貧困の格差の拡大は引き続き問題となっており、会員生協で行われている子供食堂やフードバンク、自立支援などの取り組みが重要です。

少子高齢化、人口急減社会が進み、2020年代から急激な変化がはじまり、1人暮らし高齢者の増加や社会的孤立、介護問題、地方のインフラ機能の維持、一部では地域社会の崩壊など経済社会全般に大きな影響を与えることが懸念されています。

誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現にむけ、厚生労働省が提

起している「地域共生社会」の実現は、私たち共通の課題となっています。

会員生協では、行政との地域包括協定の締結や居場所づくり、買物弱者対応、自立支援など地域の課題解決に向けた取り組みが広がってきました。

2018年は、7月の西日本豪雨、大阪北部地震、台風21号、北海道胆振東部地震が発生し大きな被害がありました。こうした災害に対し会員生協では現地支援のほか、募金活動などに取り組みました。東日本大震災の発生から2019年3月には8年が経過し、今も多くの方々が避難生活を続けており、震災の記憶を風化させることなく、息の長い支援が大切です。

事業・経営に関わる情勢は、県内では全産業では3期ぶりに改善、製造業は2期ぶりに悪化、卸・小売業は卸業は改善するも、小売業は悪化、建設業は2期ぶりに悪化もプラス水準を維持、サービス業は2期ぶり改善しています。

こうした情勢の中、全国の生協はより連帯を深めながら、平和と組合員の生活向上に向けた取り組みを進めていくことが求められているなか、県生協連では、2018年通常総会で決定された重点方針と課題について実践してまいりました。

1. 会員生協の活動を支援し、交流・連帯を促進する課題

1. 会員生協の経営状況の把握や情報の共有化、情報の伝達と会員生協間の協同と交流を深めました。

- ① 県連理事会で会員生協報告や活動計画、組合員数や事業高、収支状況を行い、会員生協における事業や活動、財政状況の情報共有化・情報の伝達に努めました。
- ② 情報の伝達については、県連機関紙は、会員生協より編集委員を選出いただき、県連の活動や会員生協の活動について、「県連だより」を年2回、「おおいたの生協」を年1回発行しました。会員生協をはじめ、国会議員、県内の市町村長、県議会議員、各政党、県政記者室、県行政、日生協、各県連等に幅広く配布しています。
- ③ スポーツ活動を通して会員生協間の交流を深めるために、第29回スポーツ交流会は、これまでのミニバレーボール大会をすべての生協が天候に左右されず、誰でも参加できる競技として、2017年度よりボウリング大会に変更して2年目の2018年度も11月17日（土）に大分市の明野OBSボウルで12単協から95名の参加で開催しました。

試合に先立ち、開会式が行われ、主催者を代表して太田耕作県連専務理事のあいさつ、始球式後に球技が開始されました。

試合は、OBSボウルの22レーンを使用して一人2ゲーム方式で熱戦となりました。表彰式では、第一位は日田市民生協の管彩香さんがトータル426で、第二位は大分県高校生協の長井剛さん、第三位はコープおおいたの藤井涼さん、第四位は日田市民生協の田中初美さん、第五位はコープおおいたの古田美智子さん。以下5位及び10位ごとにトビ賞があり、第29回大会にちなみ第29位の大分県学校生協の朝倉勇太さんに特別賞、ブービー賞は大分大学生協の前野ともひこさんに贈られました。参加者からは「楽しく交流させてもらいました。来年も是非開催してほしい」との声をいただきました。

2. 県連として会員生協に役立つ研修会や連絡会を開催しました。

① 県生協大会の開催

生協運動の発展と会員相互の交流を深めるため、県生協大会を2018年10月24日（水）に大分市の全労済ソレイユ7階のアイリスで会員生協より87名の方が参加して開催しました。

大会は、大分大学生協の松浦和規専務理事（県連理事）の総合司会ではじまり、主催者を代表して青木博範会長理事が大会の趣旨についてあいさつを行ない、来賓として大分県労働者福祉協議会専務理事の吐合史郎さんのあいさつがあつて、講演となりました。

講演は、一般社団法人日本協同組合連携機構（JCA）の常務理事の青竹豊さんが「生協・協同組合の可能性をひろげ地域を元気に」と題して講演されました。

講演内容は、JCA設立の背景と経過、協同組合、株式会社、NPOの違い、協同組合の役割、生協の歴史と未来から考える。最後にはSDGsから、期待される役割を考えてみよう、元気に、楽しく、多様に、地域へ、自分も生協を変えてゆこう、協同組合連携でともに進めようと話されました。

② 役職員研修会の開催

会員生協の役職員49名が参加して、2018年11月22日（木）に大分市の全労済ソレイユの7階「アイリス」で開催しました。

研修会は、はじめに、主催者を代表して青木博範県連会長理事があいさつし、来賓として、大分県生活環境部県民生活・男女共同参画課課長の森崎純次さんと大分県消費者問題ネットワーク理事長の井田雅貴さんのあいさつがあり、講演となりました。

講演は、大分県消費生活・男女共同参画プラザ消費生活班主幹の梶原清司さんが「景品表示法」について講演されました。

講演内容は、景品表示法とは、不当な表示や過大な景品類の提供による顧客の勧誘を防止するために、一般消費者の自主性かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為を禁止するなどにより、一般消費者を保護することを目的とする法律であると説明がありました。

③ 会員生協監事研修会の開催

会員生協の監事や県連監事を含めて28名が参加して、2018年 9月28日(金)に大分市の全労済ソレイユの3階「水仙の間」で開催しました。

研修会は、最初に青木博範県連会長理事のあいさつがあった後、講師である日本生活協同組合連合会の会員支援本部会計支援部の岡坂充容さんが「業務監査と監査調書作成のポイント～」と題して講演されました。

講演内容は、監事による業務監査の目的はなにか、業務監査の方法、監査調書作成のポイント、監査環境の整備、監査から監査報告までの流れ、理事会や重要な会議への出席の必要性、本部、支店、店舗その他事業所への実地調査等について話されました。

④ 部会の開催

県連には、地域生協部会・職域生協部会・医療・福祉部会があり、本年度は地域生協部会と医療・福祉部会を開催することができました。

2. 食の安全・安心、消費者問題の取り組みや環境、福祉、平和活動などを通じて、生活の安全・安心に貢献する活動

1. 食品の安全・安心の定着と普及の促進に努めました。

① 全国各地で食品の安全性や安心への関心が高まる一方、偽装表示なども後を絶たず、多くの組合員に食への不信が拡大しています。

会員生協と連携し食品の安全・安心の定着と普及に努めると共に、県連では、平成30年度大分県食品衛生監視計画案に対する意見書を提出しました。

食品の安全・安心の活動は主に会員生協で取り組まれており、「食品の安全・安心・品質管理」を原点に、生産者交流、産地視察、体験農場地産地消運動、生命を育む食べもの運動が行われています。

② 大分県や市、九州農政局等の各種審議会、協議会に参加し、食の安全・安心を目指す立場から意見を反映する活動を行ってきました。

2. 消費者問題について取り組みました。

- ① 大分県消費生活審議会に青木県連会長理事が委員として参加し、消費者代表としての消費者行政への意見反映を図り、消費者教育部会では消費者教育推進法での積極的な取り組みを提案してきました。
- ② 2018年10月5日（金）に「2019年度大分県予算編成並びに行政執行に関する要望書」を提出し、その中で「消費者行政の充実・強化」を要望し、第三次大分県消費者基本計画の進捗状況、消費者庁からの地方消費者行政活性化交付金の有効活用、市町村の消費生活相談窓口である消費者センターの全市町での設置、資格取得講習会の地方開催、消費者教育の推進について意見を出しました。
- ③ 県生協連は、適格消費者団体としての役割を果たしている特定非営利活動法人「大分県消費者問題ネットワーク」の活動である消費者被害の未然防止、拡大防止、救済活動について弁護士や消費生活相談員と協力して最大の加盟組織としてその任務を遂行してきました。
- ④ 大分県消費者団体連絡協議会活動では、事務局を担当して中心的な役割を果たしてきました。

消団連としての活動は、毎年5月に実施されます「消費者月間としての街頭キャンペーン」、消費者問題を考える「地域消費者フォーラム」を2018年12月5日（水）に国東市のアストくにさきにて、講演で「お金のはなし、経済のはなし」と題して、日本銀行大分支店長の森 毅さんが講師となって話されました。

また、消団連では事業者と消費者との意見交換会を開催し、2019年1月21日（月）に大分市で一般社団法人生命保険協会大分県協会、住友生命保険、日本生命保険、明治安田生命大分支社と「生命保険に関する現状と問題点について」の意見交換を行いました。

3. 環境・福祉活動を推進しました。

- ① 地球温暖化をはじめとする今日の環境問題に対しては、行政・事業者そして一人ひとりが環境負荷を減らすなど、環境に配慮した行動が求められています。

会員生協において、環境活動として、牛乳パック、カタログ、タマゴパック、プラスチックトレイ、ペットボトルキャップ、集品袋、廃油等の回収、CO₂を削減するための取り組みとして「家庭の省エネ節電セミナー」や「エコドライブセミナー」、「グリーンカーテンコンテスト」を開催しました。「環境配慮商品（洗剤）学習会」を開催し、商品の良さ、特徴を学び、また、「わが家の電力量調査」を行い、「削減の見える化」に取り組み、環境を知り、学ぶ「水生物観察会」の学習、地域貢献活動として事業所の近隣や海岸の清掃、レジ袋削減運動等を行っています。

さらに、地球温暖化の防止のため、県内の各市での地球温暖化対策市民会議に積極的に参加し、家庭や事業所での節電等の活動に取り組みました。

- ③ 大分県の高齢化率は30%を超えて全国的に見ても高く、医療・福祉は大きな課題です。介護保険制度が出来ても老後の不安は解消せずむしろ広がっています。福祉サービス利用は増加の傾向にありますが、介護の現場からは、制度が県民の理解不足や負担増による低所得者層の利用控え、制度を支えるケアマネージャー、ホームヘルパーの処遇面など様々な課題が指摘されています。また、介護職員の不足は深刻となっています。

会員生協では、ホームヘルパー養成講座やくらしの助け合い活動、ワーカーズ活動、子育て支援活動、自立と介護のための用品カタログの普及、認知症サポート養成講座の開催などの取り組みを行っています。

医療生協では、訪問介護やデイケア、在宅総合センター等多くの介護サービス事業に取り組んでいます。

4. 平和活動について取り組みました。

2018年度は、県連では平和の尊さや戦争や核兵器のない社会を目指して、日生協が主催する「ピースアクションinナガサキ」に参加するとともに、「戦争の悲惨さを後世に、戦争遺跡から学ぼう」をテーマに県連独自に平和活動を行いました。

(1) 県連独自の平和活動

「第27回親子で考える平和のつどい」は、2018年7月28日（土）に県内12生協の組合員やその家族 106名が参加して実施されました。

この平和のつどいは、今は戦争体験者は年々少なくなり、記憶の継承が大きな課題となっています。そこで、私たちは歴史から何を学び、どのように未来を描いていけるのか。戦争の悲惨さや平和の大切さを後世につなぐためにもう一度戦争遺跡めぐりを企画しました。

2018年度は、日田・玖珠地区と大分・別府地区の組合員とその家族が佐伯市の丹賀の砲台跡と平和祈念館、臼杵市の防空壕跡の見学を、特に、昼食時間に津久見市のイルカ島でイルカショーやイルカとのふれあいを楽しみました。

また、大分・別府地区の組合員とその家族は太平洋戦争末期に特攻隊員が飛び立った陸軍大刀洗飛行場を中心に戦争遺跡をめぐりを行いました。

(2) ピースアクションinナガサキは、毎年8月7日～8日に長崎市で開催されるものですが、2017年度は台風の影響で参加できませんでした。

2018年度では独自の行動として、初日は佐世保市にある防空壕に教室のある無窮洞や戦地から引き揚げてきた浦頭引き揚げ記念館、釜墓地などの戦争遺跡を訪れ学ぶことができました。

2日目は平和公園や原爆投下中心地を見学し、組合員や家族の祈りを込めた折り鶴を慰霊塔等に捧げました。次に原爆資料館を見学して2018年度ピースアクションinナガサキの虹のひろばに参加、オープニングで長崎女子高校龍踊部龍踊りではじまり、田上富久長崎市長のあいさつの後、リレートークイベントで被爆者の証言、2018子ども平和会議inナガサキの取り組みとアピール文の読み上げ、フィナーレでは被爆者歌う会の「ひまわり」による「もう二度と」を合唱して集会

は終わりました。この行動を通じて、戦争のない平和への願いを参加者全員で誓い合い帰路につきました。

(3) 「ヒバクシャ国際署名」の取り組みについて

人類は、生物兵器・化学兵器について、使用・開発・生産・保有を条約、議定書などで禁じてきました。それらをはるかに上回る破壊力をもつ核兵器を禁じることに何のためらいが必要でしょうか。被爆者は、核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを、すべての国に求めています。

平均年齢80歳を超えた被爆者は、後世の人びとが生き地獄を体験しないように、生きている間に何としても核兵器のない世界を実現したいと切望しています。あなたとあなたの家族、すべての人びとを絶対に被爆者にしてはなりません。あなたの署名が、核兵器廃絶を求める何億という世界の世論となって、国際社会を動かし、命輝く青い地球を未来に残すと確信します。あなたの署名を心から訴えます。」という被爆者の声を署名活動で行うことを全国の生協で展開しています。

県生協連としても会員生協に協力を呼び掛けて取り組みました。

3. 行政や他団体との連携を強め、生協の社会的役割を発揮する課題

1. 大分県行政との関係強化に努めました。

1. 大分県行政との連携は、生協の窓口である生活環境部県民生活・男女共同参画課と、日常的な意見交換・情報交換・事業活動に係る調査など共に協力体制のもとに連携を強めました。

(1) 県行政との連携強化

県行政に対して、2018年10月5日（金）に県の生活環境部長室で山本章子部長をはじめ4名、県連より青木博範会長理事を含めて9名が参加して「2019年度大分県予算編成並びに行政執行に関する要望書」を提出し、2018年12月28日に回答をいただきました。

本年度は、①消費者行政の充実、②食の安全・安心の推進、③生活協

同組合の育成・強化、④大規模災害等の被災者支援と復興・再生及び今後の災害対策、⑤生活困窮者支援、⑥暮らしの安全・安心の確保、⑦農林水産業の育成、⑧医療・介護・福祉について、8 項目の要望を行いました。

これらの回答の詳細な内容や行政と生協との相互理解を深める意見交換の場として、2019年1月29日（火）に大分市のアリストンホテル大分会議室で担当課長、課長補佐、職員が出席し、生協県連役員と県行政との懇談会を開きました。

また、本年度も、昨年引き続き生協と連携した悪質商法防止の広報・啓発活動として、組合員家庭を巡回する共同購入や個配、訪問診療や介護等のサービスを利用して、これまでなかなか広報・啓発が行き届かなかった方々に対して、声かけや家族で話し合うためチラシの配布を委託事業として会員生協のご協力をいただき実施しました。

さらに、「めじろん共創応援基金」への取り組み、「特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法等に関する啓発講座」の開催要請がありました。

(2) 県議会議員との懇談会を開きました。

大分県議会議員との連携強化のために、毎年開いている「県議会各会派議員との懇談会」は通算28回目となり、9月14日（金）に大分市のアリストンホテル大分会議室で開催しました。

本年は、井上伸史県議会議長をはじめ、県民クラブ、公明党、日本共産党より12名の議員の皆さんに参加いただき県内の生協活動の報告を通じて理解と協力を求めました。

懇談会は、青木県連会長理事が「井上伸史県議会議長はじめ各議員のみなさんには生協活動についてご理解とご支援をいただいていることに感謝の意を表し、県連として昨年は九州北部豪雨でのいろいろな支援活動をしてきましたが、今年も多く災害が発生しており、西日本豪雨災害、北海道胆振東部地震の支援活動と募金に取り組みました。災害に対する心構えが大切です。また、消費者行政を中心に県への要望書を出しておりますので、県議会の中でも我々の意見を反映いただきたい。」と

あいさつ。井上議長より「県下各地で県民生活の安定と生活文化の向上に尽力されていることに敬意を表します。私も知り合いの人が北海道におり、いろいろなご苦労があったと聞きました。本日は青木会長の話しをお聞きして災害のはなしをしました。県民の安全・安心な生活の実現に向けて生協県連に対する期待はますます高まっています。さらなる取り組みの充実をお願いし、県議会としても最大限の支援を行い、安全・安心な県民生活の実現に全力を尽くすために、このような意見交換の場を通じて、相互の理解を深め、連携していきたい。」とあいさつがありました。

生協県連の活動概要や県行政に対する要望とともに、参加生協の出席者からは地域生協、医療生協の活動内容や要望が出され、論議は活発に展開されました。

2. 福祉団体との連携について

- ・ 大分県労働者福祉協議会の活動に参加し、福祉活動等を通して労働団体と幅広く連携を強めてきました。

3. 協同組合間の連携について

協同組合間の連携については、1987年7月にJA大分中央会や県生協連など12団体では大分県協同組合協議会を結成し、活動を開始した。以降、2005年まで19回、毎年7月上旬に「国際協同組合デー大分県大会」を開催してきたものの、2006年以降は一旦活動を中断しました。2012年の国際協同組合年に呼応した記念集会を開催したものの、活動再開には至りませんでした。

この度、協同組合のユネスコ無形文化遺産登録（2016年11月）や国内各地での取り組みに呼応し、今こそ本県協同組合間の連携を強める絶好の機会と捉え、県下10団体に再度結集して「大分県協同組合協議会」の活動再開を2017年7月31日に決定し、8月1日に別府市で「大分県協同組合間連携推進大会」を開催しました。

2018年度は、協同組合活動に関する理解を更に深めるとともに、地域社会への貢献に資する活動を行うことで、地域に根差した協同組合の意

義・活動を広く県民にPRすることを活動の骨子として、2018年7月26日（木）に一般社団法人「日本協同組合機構」の副主任研究員の阿南あやさんを講師に「協同組合の社会的認知と協同組合間協同への期待」と題しての研修会が開催され、2018年10月10日（水）には地域貢献活動として、別府公園での清掃作業を行いました。

4. 東日本大震災・地震や水害の被害者・避難者支援を強化する活動

1. 東日本大震災・東京電力福島第一原発事故に対する被災者・避難者支援については、日本生協連では①買って支える～被災地の産品利用で産業復興を支援、②ボランティア活動を支える～つながりをつくるために、③被災地の今を知り伝える～忘れない取り組みを続ける、④社会的制度の充実をめざしてくらしの声を届ける～生活再建支援のための制度運用の強化を活動として会員生協を中心に取り組んできました。

県連としては、創立60周年記念事業として、福島県新地町の復興のため防災林での植樹をすることで新地町に寄付しました。福島県新地町での復興記念公園が整備されたことから、植樹について2019年4月6日に現地での植樹祭を新地町役場の協力で行われ、梅の木を植樹しました。

2. 2018年7月に発生した西日本豪雨災害、9月に発生した北海道胆振東部地震で、人的、物的被害は甚大なものがあり、岡山県・広島県・愛媛県・北海道のそれぞれの生協連合会に義援金を送りました。

会員生協では、これらの被災者に被災地支援に努めてきました。

連合会の組織運営の状況に関する事項

1. 前事業年度における総会の開催状況

(1) 第65回通常総会の議決状況

総会開催日	2018年6月21日(木)		
総会代議員総数	50名		
出席代議員数	本人	42名	
	代理人(委任)	8名	
	計	50名	

(重要な議事及び議決事項及び議決状況)

議案	賛成	反対	保留	合計数
第1号議案 2017年度活動報告・決算報告並びに剰余金処分案承認の件・監査報告	50	0	0	50
第2号議案 2018年度活動方針並びに予算案決定の件	50	0	0	50
第3号議案 役員報酬決定の件	50	0	0	50
第4号議案 役員選任の件	50	0	0	50
第5号議案 役員退任慰労金の件	50	0	0	50
第6号議案 議案決議効力発生の件	50	0	0	50

2. 会員に関する事項

2019年3月31日現在

会 員 名	期首出資金	期中増減額	期末出資金
1. 生活協同組合コープおおいた	200,000	0	200,000
2. 日田市民生活協同組合	200,000	0	200,000
3. グリーンコープ生活協同組合おおいた	100,000	0	100,000
4. 大分県学校生活協同組合	80,000	0	80,000
5. 大分県高等学校生活協同組合	50,000	0	50,000
6. 大分大学生生活協同組合	50,000	0	50,000
7. 大分県職員消費生活協同組合	100,000	0	100,000
8. 自治労大分県本部信用販売生活協同組合	100,000	0	100,000
9. 大分県労働者総合生活協同組合	330,000	0	330,000
10. 大分県勤労者医療生活協同組合	50,000	0	50,000
11. 大分県医療生活協同組合	50,000	0	50,000
12. 大分県福祉生活協同組合	50,000	0	50,000
合 計	1,360,000	0	1,360,000

3. 役員に関する事項

(1) 役員の内職の明細 (2019年3月31日現在、理事13名、監事2名)

役 職 名	氏 名	
会長理事	青 木 博 範	生活協同組合コープおおいた理事長 大分県消費生活審議会委員 特定非営利活動法人 大分県消費者問題ネットワーク 副理事長
専務理事	太 田 耕 作	大分県消費者団体連絡協議会事務局長 地球温暖化対策おおいた市民会議委員
理 事	後 藤 哲 也	日田市民生活協同組合専務理事
理 事	日 隈 健 一	グリーンコープ生活協同組合おおいた専務理事
理 事	高 瀬 宏 一	大分県学校生活協同組合専務理事
理 事	三重野 修 次	大分県高等学校生活協同組合専務理事

役職名	氏名	
理事	松浦和規	大分大学生生活協同組合専務理事
理事	政丸佐智夫	大分県職員消費生活協同組合専務理事
理事	河原伸明	自治労大分県本部信用販売生活協同組合専務理事
理事	森徳夫	大分県労働者総合生活協同組合常務理事
理事	橋本敏雄	大分県勤労者医療生活協同組合専務理事
理事	田辺修	大分県医療生活協同組合専務理事
理事	辛島サツキ	大分県福祉生活協同組合常任理事

役職名	氏名	
監事	江藤隆康	生活協同組合コープおおいた専務理事
監事	萩原潤	グリーンコープ生活協同組合おおいた常務理事

(2)事業年度中に退任した役員

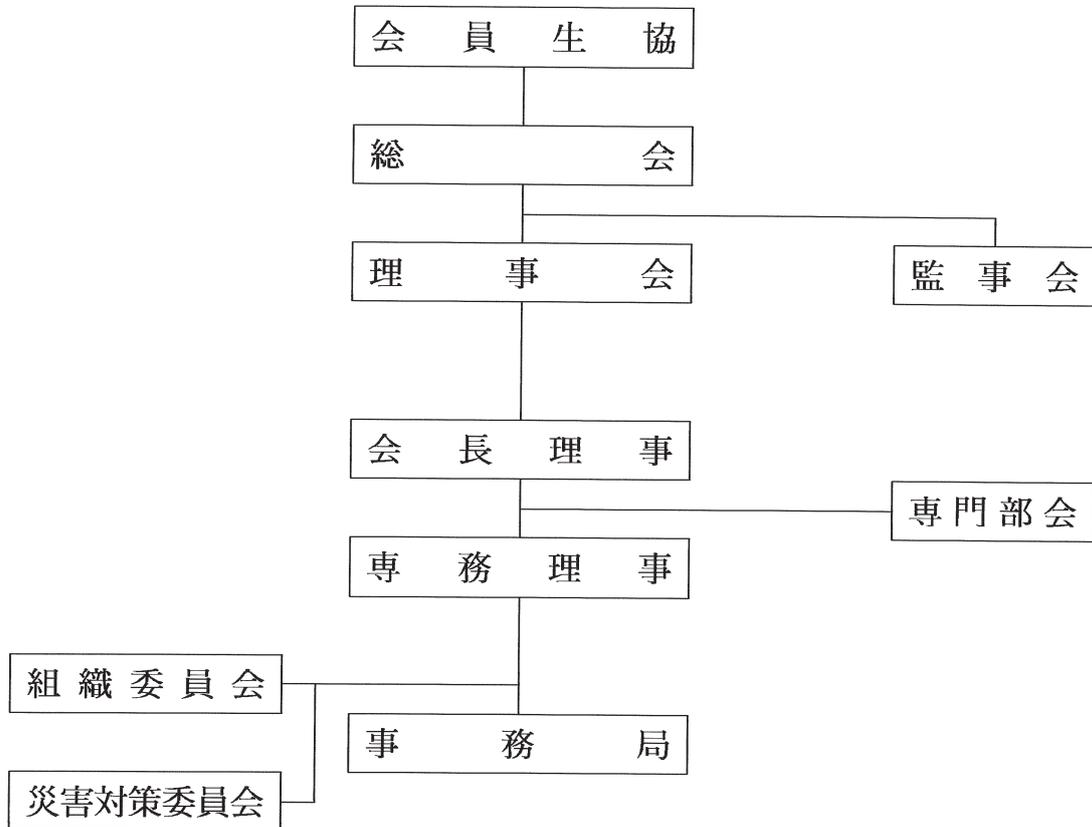
役職名	氏名	辞任期日	理由
理事	佐藤慈宣	2018年6月21日	組織上の都合

(3)会と役員との間の利益が相反する取引の明細

該当する事項はありません。

4. 業務の運営の組織に関する事項

(1) 運営組織



(2) 部会及び委員会

① 専門部会

部 会 名	部会長名	構 成 会 員
地 域 部 会	後藤哲也	コープおおいた・日田市民生協 グリーンコープおおいた
職 域 部 会	高瀬宏一	学校生協・高校生協・大分大学生協 県職生協・総合生協・自治労信販生協
医療・福祉部会	田辺 修	勤労者医療生協・県医療生協・福祉生協

② 役員推薦委員会

後藤哲也日田市民生協専務理事・高瀬宏一大分県学校生協専務理事
田辺 修大分県医療生協専務理事・森徳夫大分県労働者総合生協常務理事

③組織委員会

委員名	所属生協名	委員名	所属生協名
高野基治	コープおおいた	政丸佐智夫	大分県職員生協
矢幡真由美	日田市民生協	河原伸明	自治労信販生協
萩原潤	グリーンコープ	森徳夫	大分県総合生協
岩本淳	大分県学校生協	矢野直美	勤労者医療生協
三重野修次	大分県高校生協	小西明子	大分県医療生協
田真健弥	大分大学生協	藤川二郎	大分県福祉生協

④災害対策委員会

委員名	所属生協名	委員名	所属生協名
山村克巳	コープおおいた	政丸佐智夫	大分県職員生協
萩原潤	グリーンコープ	河原伸明	自治労信販生協
後藤哲也	日田市民生協	森徳夫	大分県総合生協
岩本淳	大分県学校生協	矢野直美	勤労者医療生協
三重野修次	大分県高校生協	小西明子	大分県医療生協
松浦和規	大分大学生協	藤川二郎	大分県福祉生協

(3)関連団体

日本生活協同組合連合会	九州地連運営委員会委員・県連活動推進 会議委員
大分県消費者団体連絡協議会	J A女性協・漁協女性部・地婦連・母子 寡婦福祉連・生活学校運動推進協・県生 協連・大分県消費者問題ネットワーク
一般社団法人 大分県労働者福祉協議会	労働団体や事業団体で構成 生協関係で は県連・総合生協・勤労者医療生協が加 盟、副理事長に総合生協の村田正利理事 長、理事に県連の太田耕作専務理事・ 勤労者医療生協の橋本敏雄専務理事、総 合生協の篠田浩専務理事

特定非営利活動法人 大分県消費者問題ネットワーク	生協県連と12の会員生協、弁護士・消費者団体等で構成。生協から副理事長に青木博範、監事に山村克巳、高瀬宏一、事務局長に太田耕作
大分県協同組合協議会	生協県連から副会長に青木博範会長理事事務局長委員に太田耕作専務理事

5. 施設の状況

施設名	所在地	建物(延べ面積)	摘 要
事務所	大分市青崎1丁目9番35号2F	20.46㎡	コープおおいたより賃借

6. 子会社等の概況及び決算の概況

該当する事項はありません。

4. 2018年度の会員生協の概要

1. 地域生協の概要

◎ 生活協同組合コープおおいた

1. 宅配事業は予算比99%、店舗事業は予算比96%、年間の供給高は180億円で、前年を1億7千万円上回る増収で終了しました。

宅配事業は、カタログ配布枚数を大幅に増加させることはできませんが、利用率のアップに伴い利用人数は伸長しています。法人配達を開始し、年間目標の200件を早期に達成し、現在は300件以上の利用施設があります。

店舗事業は、一部の店舗では競合店の閉鎖も後押しとなり、年度当初より新規加入が増加する好調な実績が見られますが、一方で改装を含めた商品提案の見直しが必要な店舗もあります。

移動店舗販売事業はコープ大分駅店以外の7店舗から発車し、無料送迎車のお買い物サポートカーは6台運行し、買物弱者支援は前進し続けています。生活支援事業のスマイルさぼーとは、3年目の大分事業所は利用者拡大によって飛躍的に伸長し、予算を達成しました。臼杵事業所も安定推移しています。

子育て支援事業では、「コープ上野の森口保育園」の認可保育所への移行準備をすすめました。大分市民間放課後児童クラブ運営費補助事業として3つめの事業所となる「コープ学童クラブまつおか」を2019年4月に開設しました。

2. 組合員活動では、2年目となるコープエリア活動はエリアによってスタッフやコーディネーターの不足はあるものの、企画内容の工夫や企画数も増え、活発化しています。HP等を活用した情報の提供にも力を入れ、告知や振り返りにも活用されています。

3. 厚生労働大臣表彰を受賞しました。この評価は一朝一夕に構築されたものではなく、先人たちの功勞の礎に成り立ったものであり、16万人を超える組

合員の支持、信頼の上にあるものです。これからの責任を組織全体で認識し、さらなる発展に取り組まなければなりません。

4. 地域貢献では、日田市と地域包括連携協定を締結しました。連携自治体の増加と、定期的な協議を持つことで信頼の向上を図ります。障がい者支援の分野では、就労継続支援A型事業所「ハートコープおおいた」を開設し、利用者は青崎事業所での菌床しいたけの栽培、コープおおいたからの受託作業をしています。

5. ふくしま復興支援として4月の被災地視察、5月の「波江まち物語つたえ隊」の紙芝居、8月の「ふくしま訪問ツアー」、9月の「ふしくま物産フェア」、3月の「しんけん、ふくしまからはじめよう」といった企画、総代会後と11月末に報告会等を開催し、風化させないための活動を継続しました。

平成30年7月豪雨の際には、断水中の愛媛県へ支援物資をお届けし、広島・岡山両県へのボランティアセンターへの人的支援等を実施しました。9月に発生した北海道胆振東部地震への募金活動を行ないました。九州北部豪雨の被災地である日田市とは、定期的に交流を続けています。

◎ 日田市民生活協同組合

2018年度は、日田市民生協創業理念である相互扶助、助け合いの精神と自立をあらためて事業活動の中心に据え、1. 継続的に必要とされる店舗事業。2. 特販事業の地域貢献。3. 組合員の困った時の共済事業。4. 組合員が元気になる、心が温かくなる接遇。5. 自分が、毎日、徹底的に磨き上げる環境改善。以上5つの目標を事業達成項目として決めました。

目標達成の為、私たちは、年度スロウガンを『これで良い』として、①目の問題をありのまま、すべて正面から受け止める。②できることから取りかかり、明るく日々実践。を組合員、職員、役員が一体となっておこないました。

事業活動の中心である店舗事業では、店舗間の一体化を目指し生鮮部門の統括制により組織の縦横のつながりを強化するとともに、組合員ニーズがあるにもかかわらずそれに応えきれなかった商品開発や企画、サービスの充実を

図ってまいりました。昨年度前半を底として今年度前半より予算未達ながらも前年実績を超えて推移いたしました。年末、年始以降、暖冬や相場安の影響を受けたものの、経費コントロールによる成果もあり、予算には未達でしたが黒字での決算となりました。

組合員活動においては、この間継続的に取り組んできている、平和・商品・環境・健康・エネルギーに対する活動を多くの組合員参加のもと進めてまいりました。

◎ グリーンコープ生活協同組合おおいた

「笑顔でグリーンアクション！」

組合員一人ひとりの思いをつなぎ、豊かな「未来」を作るため、今こそ、組合員力を！

2018年度グリーンコープ連合30周年を記念し、グリーンコープ会員生協が団結し様々な企画をおこないました。大手クリエイター集団を起用しての広告展開、海外からゲストを招いてのリレー講演会など、どの企画も単協単位では成しえなかったものばかりです。生協おおいたとしてもこれらを積極的に展開する中で、仲間とのつながりを高め、新たな出会いの時を作り、様々な運動への「思い」をつなぎ、未来へ向かっての今日を紡いでいきました。

一、「人をつなぐ、笑顔をつなぐ」これからもグリーンコープであるために。

～笑顔の出会い「仲間づくり」を進め、グリーンコープの輪を広げます～

新たな出会いの時を作る「仲間づくり」。2018年度は、参加する人も担う私たちが共に笑顔がつながるように意識しながら仲間づくりを行いました。

年間を通して、企画や学習会・地域のイベントなどへの積極的な出店、その様々な場面で一人ひとりが自分の言葉で「私の大好きなグリーンコープ」を笑顔で伝えました。

特筆すべきこととして、

一つは、30周年記念まつり「グリーンマルシェ2018」の開催があります。

2016年度大分市いこいの道で開催した「グリーンマルシェ」をベースに、2018年度は大分駅前広場に多くのメーカー・生産者の方々の協力をいただき

豊かにグリーンコープを伝え、また、多くの人との出会いの場として開催しました。当日は、ノーマライゼーションを体現するビックイベント「スポーツオブハート」との共同開催となり、会場内は終日多くの人々で賑わいました。

また、もう一つは、TV・ラジオを通しての「顔の見えない人々」へのアプローチです。連合30周年記念で作成したキャラクターCMの放映に連動し、生協おおいたとして情報番組を作成。組合員も積極的に番組出演し、それぞれの言葉でグリーンコープを伝えました。

以上のように様々な機会や媒体を通じて積極的にグリーンコープを伝え、「仲間づくり」を進めた一年でした。改めて、それぞれの一步は小さくとも、複合的に進めることで成果が生れることを実感しました。

二、「食でつなぐ」私たちの豊かな暮らし。

～グリーンコープのこだわりの食べものを広めます。安心な食べものを暮らしの真ん中に～

近年、私たちの暮らしは多様化が進み、食の選択肢も大幅に増えています。そのような中であって、「いのち育む食べもの」運動として食の安心・安全を守り、伝えることの重要性を認識し、2018年度も大切に取り組みました。

特筆すべきこととして、

一つは、アメリカの映画監督ジェフリー・M・スミス氏を招いてのトークセッションがあります。ジェフリー氏は、アメリカにおける遺伝子組み換え食品摂取における健康被害などの危険性をドキュメンタリー映画として作成しています。当日は、多くの参加者から質問が出され、また、アンケートに思いを綴る方も多く、遺伝子組み換えの危険性について十分に問題提起できたと感じました。現在、グリーンコープでは、商品に使われる異性化糖の非遺伝子組み換え化を進めており、この取り組みとともに、さらに遺伝子組み換えについて伝えていかなければと考えます。

またもう一つは、「連合30周年記念商品開発」による「GCサラダチキン」の誕生です。2017年度より準備を進め、満を持して生協おおいた自慢の新商品を誕生させました。単協での商品開発が終了して久しい中、多くの理事・委員が初めて取り組む中で多くの学びの機会となりました。商品開発に通し

て、改めて、グリーンコープの食べものの安全性やメーカー・生産者の方々の「思い」に触れる機会となりました。

三、「地域とつながる」誰もが私らしく生きるために。

～グリーンコープが進める福祉と地域をつなげ、誰もが私らしく輝ける社会をつくりまします～

子育て応援として、4月にわさだ♥りすの森保育園が開園しました。「グリーンコープの食材を使っの給食」や「生きる力を育む保育」の実践など保育園を通してグリーンコープを地域に根付かせる大きな一歩となりました。

また、7月に開催した「みんなのふくし交流会」では、NPO法人抱撲理事長・社福グリーンコープ副理事長の奥田知志さんをお招きし30周年記念講演会を開催。会場をJ：COMホルトホールに変更し、ホールでの助成団体によるパネル展示や物品販売を通して地域の方々にグリーンコープの取り組みを知ってもらう場となりました。

特筆すべきこととして、

2015年度より進めている「里親制度」の広報活動から一歩踏み込み、里子対象の「子ども料理教室」を開催しました。（未就学児・小学生同日開催1会場）また、2017年度より取り組んでいる「里親カフェ」は2018年度全センターで開催し、里親・児童相談所の方々から直接お話しを聞く機会を作り、地域の方々にも参加いただきました。九州地区里親研修大会には、センター運営委員長も含め延べ7人が参加し、貧困や虐待、家庭崩壊など子どもを取り巻く環境の厳しさを抱える問題の深刻さを学び、改めて、私たちの活動がより必要とされていることを実感しました。

四、私たちの選択は、「未来へとつながる」

～平和・環境・脱原発、私たちの暮らしの隣にある課題解決に向け、一人ひとりが行動します～

多くの課題は私たちの暮らしと密接に絡み合っており、また、どの課題も子どもたちが歩いていく未来に向かって解決しなければならないものばかりです。2018年度、改めて、その重要性を認識しながら取り組んでいきました。

特筆すべきこととして、様々な切り口で取り組んだ脱原発運動があります。

一つは、つどいを通し昨年来から伝え続けている「託送料金問題」です。

電気料金に上乘せされている託送料金の不透明性について、先ずは、私たちが学びの機会を持ち、それぞれの自分の言葉と思いを持って語れるようにしました。併せて、地区ごとに伝えるためのグッズなども工夫し、それぞれが脱原発社会実現のために主体的に伝えました。

また、もう一つは、放射線量の低い地での保養を希望する福島の子どもたちを受け入れた「ひまわりプロジェクト」です。自然豊かな大分の地で伸びやかに過ごす子どもたち。けれど、震災時の様子を語るその真摯な言葉を通して、改めて、「いのちと原発は共存できない」と心に誓いました。

2. 職域生協の概要

◎ 大分県学校生活協同組合

2018年度は、第18次中期（2016～2018年度）の最終年でした。

- (1) 例年同様、新採用者を中心に加入促進に取り組みましたが、学校現場の多忙化もあり思うように学校訪問が出来ず、2018年度新採用の加入者は209人（加入率73％）に止まりました。
- (2) 供給事業では、年3回の強化月間を中心とする共同購入は好調でしたが全体としては予算比93.8％、前年比94.8％と厳しい状況が続いています。また、運送費の値上がり等による経費の増加も心配していましたが、人件費の削減と運送費の一部を組合員に負担して頂いたことにより、事業剰余金で6,000千円の増加となりました。
- (3) 組合員活動としては、「産地交流会（菜種油の平田産業、チロルチョコの松尾製菓、ひとくちカレーの宮島醤油）」・「山香りゅうせん米田植え、稲刈り交流会」、等を実施し、生産者との交流を深めました。
- (4) 災害支援については秋の生協強化月間でのカンパ活動と被災地の商品利用での支援を行いました。なお、東日本大震災被災地復興支援活動は継続して取り組みを続けています。

◎ 大分県高等学校生活協同組合

2018年度は、新規加入者は5年連続で増加して前年度より2名増えたが、退職組合員の未利用者の脱退が前年度の約2倍に増加し、出資金総額が大きく減少して1人当たりの出資金も減少した。10月・11月の出資金増資運動は成果を上げた。

年3回の共同購入（強化月間）の利用高・利用者数は前年より10%伸びたが、他の供給事業が伸び悩み、供給剰余金は減少した。独自企画として新しい商品開発（米・さつまいも・わさびなど）に取り組んだが、成果は上がらなかった。

事業経費では、人件費、物件費ともに削減に努め、前年度と同額ではあったが計画以下に抑えた。その他事業収入、事業外収益はほぼ同額であったが、永年回収できなかった貸倒金を処理したため、当期剰余金は大きく減少した。

退職組合員の脱退者数に対して新規加入者数が圧倒的に少なく、組合員数と総出資金額が年々減少しているが、多くの組合員の協力と供給事業の工夫改善によって、大きな落ち込みもなく事業目標を達成している。

◎ 大分大学生生活協同組合

大分大学生協は、第6次中期計画及び2018年度方針で「組合員の夢や希望に応えることが出来るために、強い経営基盤を確立させます」ことを掲げました。以下報告します。

【供給高・事業総剰余金の伸張】

年間の供給高は2017年度より3,355万円（3.6%）伸張し、年間では9億5,914万円の利用となりました。

事業剰余金は2017年度より1,598万円（5.8%）伸張し、2億8,693万円となりました。

主な利用伸張分野は以下のようになっています。

- ・情報機器（パソコン関係）
- ・自動車教習所申込
- ・書籍
- ・自主講座
- ・主菜
- ・副菜（食堂）

【経常剰余金は昨年より改善しましたが赤字です】

事業経費は、人件費、広報費などの経費増があり、経常剰余は214万円の

の欠損となりました。

2017年度欠損金は 619万円でしたので、昨年より改善されているものの、強い経営基盤の確立へ向けてはまだまだ課題が残されています。

【客数の微減】

レジ通過客数は、年間78万 6,634人となっています。ビフォーレ・食堂は 6,577名利用が減少しました。ショップ店舗は 7,759名増加しました。全体では4,737人（0.6%）減少しました。

ビフォーレの食事利用は昼の利用は増えていますが、朝と昼食後の時間帯の利用が減っています。ショップ店舗は後期より自家製弁当の3便化により利用増の影響が大きいです。

【大学や地域への貢献】

2018年より2023年の5年間契約による自動販売機設置運営事業に基づき、2018年度は大分大学への寄付 543万円を実施しました。また、「大分県におけるレジ袋削減に向けた取り組みに関する協定」によるレジ袋無料配布中止の取り組みに基づく大分大学への寄付40万円、大分大学留学生友の会への会費20万円、ビフォーレの就活等トレア広告の収入による寄付14万円を行なうなど、大分大学との契約や取り決めに沿う寄付や協力を重視してきました。寄付金は、大分大学の学生支援のため等に充てられ、大学生活の充実に役立っています。

大分大学教職員等の公務出張に関わる航空券等の現物支給業務について受託し、業務体制を強化し迅速な対応に努めてきました。年間3,426万円の利用がありました。旅行代理店業は収益が少なく厳しい状況ですが、学内の福利厚生を担うという中期計画に沿って実施しています。

◎ 大分県職員消費生活協同組合

- (1) 2018年度の組合員数は、県職員の人員削減等により、現職組合員は減少しているものの、退職者の継続加入の取り組みや新規採用職員等の加入促進を図り、6,303人（110人増）となりました。出資金は、新規加入者の多くが

低額出資であることが影響し45,485千円（741千円減少）となりました。

(2) 2018年度は人件費の見直し効果により、黒字転換ができました。

事業実績は、店舗事業は前年度実績をクリアしたものの、指定店事業は、ガソリン事業の供給量の減少や一般月賦の減少等により前年度比マイナスとなり厳しいものとなりました。

事業高は126,654千円（前年比98.7%）で供給事業（売上高）のトータルは98,862千円（前年比99.8%）となりました。

県職員生協45周年事業の一環として「ガソリンカード作成・利用キャンペーン」、「住まいと暮らしの総合相談会」、「県産酒イベント」など指定店、大分県等と連携して実施しました。

役員研修は、軽減税率制度や働き方改革などについて年2回実施しました。また、労働組合と共催で安全衛生研修会を実施しました。

◎ 自治労大分県本部信用販売生活協同組合

(1) 2018年度は、第3次中期事業計画（2017年度～2019年度）の2年次として、県産品愛用運動の品目の見直しや組合員の要望に応えた供給品目等を提供、供給目標・利益目標を設定するとともに、加盟30単組との意見交換等を年2回実施しながら生協事業推進体制の強化に向けた取り組んできました。

(2) 組合員数と出資金については、退職者補充減少の傾向は変わらないものの、退職者組合員の加入が増加したため微増となりました。

事業高は、直販事業や特別斡旋事業等もが減少したものの、県産品愛用運動事業の大幅増、月賦商品・直販・ガソリン事業、手数料収入等の増により、前年比で約6,809千円（3.6%）の増となりました。

◎ 大分県労働者総合生活協同組合

1. 2018年度の活動報告

(1) 住宅事業

2018年度の目標として、「あすみの丘」「新別府」「ビューステージ高崎台」の分譲用地販売や外部注文住宅を中心に事業展開を行いました。リ

フォーム事業は、高品質と安心価格をメインとしてさらなる宣伝活動を強化し、周知を図りました。

「あすみの丘」については、2018年度目標の7区画の土地・建物に対し、2019年度分を含め3月で10区画が受注となり、目標達成率は142.9%となりました。

なお、2018年度事業目標の「外部注文住宅」1戸については、2018年8月に完成・引渡しが完了しました。

リフォーム事業は、2018年度目標を請負工事46件・22,145千円、幹旋工事10件・618千円に設定して営業活動を行い、3月末では、請負工事は25件・14,146千円で受注高の達成率は63.9%、幹旋工事は20件・656千円となり、受注高106.1%となりました。

賃貸事業では、賃貸住宅を20,760千円、賃貸駐車場で34,700千円の合計55,460千円を目標を設定し、事業運営を行ないました。

2019年3月末実績は、賃貸住宅で20,052千円（達成率96.6%）、賃貸駐車場で33,715千円（達成率97.2%）で合計53,767千円での全体達成率は96.9%となりました。

2. 旅行事業

2018年度売上目標を570,000千円とし、労働組合、協力団体の学習会やレクレーション・団体旅行・大会関係、周年行事を中心に活動を行ないました。

上期に自然災害が多発したことにより出張・団体旅行など多くの取消が発生しましたが、地区推進委員会の皆様よりご協力いただき、新規団体旅行を多く受注することができました。2019年3月末実績は、482,636千円となり、目標達成率84.7%、対前年比103.3%となりました。

3. 医療・福祉生協の概要

◎ 大分県勤労者医療生活協同組合

- (1) 大分協和病院の増加している患者さんは、後期高齢者と前期高齢者となっていて、高齢者社会が如実に伺えます。一方で、少子化に伴い外来の患者さ

んが総体的に減少傾向にあります。そのような中でも在宅支援として、訪問看護ステーション、ヘルパーセンター、訪問リハビリが協力体制を構築しています。今年度もインフルエンザワクチンの入荷が少なく予防接種希望者に不便をきたす状態が続きました。また、内科、呼吸器科などこれまでの診療の強化と、専門外来の充実に取り組んできました。また、病棟は、満床に近い状況が続くこともあり、看護師や看護助手・栄養科が一体となって運営にあっています。

(2) 佐伯診療所は、労災患者の受診者が減少していますが、後期高齢者と前期高齢者の患者さんが増加しています。新しく理学療法士を採用してリハビリ体制を強化しました。

(3) 介護・福祉分野は、大分市を中心に訪問看護と訪問介護の在宅サービス事業を行っていますが、重度障害者が多いのが特徴といえます。研修に参加し技術の向上に努めてきました。また、介護支援事業も情報交換と地域の連携を図り取り組んでいます。

(4) 事業収入は、診療報酬・介護報酬のダブル改定があり、また、訪問サービス系で退職等もあり、748万円の減となりました。

一方で、事業経費は2,791万円減少することが出来ました。よって、経常剰余金は、2,281万円回復しましたが、赤字で終了しました。

(5) 組織活動は、囲碁大会・バスハイク・ミニバレーボール大会・グランドゴルフ大会を開催しました。また、関係組織や地域の活動に参加してきました。そのため新規加入は、349名ありましたが、残高通知発行による組合員整理と組織解散などもあり556名の脱退がありました。

(6) 東日本大震災の支援活動として、福島県内の三医療生協に県産品を贈っていますし、現地の物産購入もしています。また、募金活動も継続しています。募金活動を実施しました。

◎ 大分県医療生活協同組合

1. 社会保障の相次ぐ改悪、地域、所得などの格差が広がる中、平和で安心して暮らし続けられる地域を目指した医療生協の地域包括ケアの取り組みを進めました。

(1) 健康づくりで地域と繋がり組合員活動、組織の強化に取り組みました。

① 新たな支部づくりの取り組みは、津留支部、金池支部で支部分割の話し合いが進み始め、5月に長浜支部、舞鶴支部が結成され、全体で20支部となりました。

② みんなが参加する「まちづくり」を目指した、地域包括ケアカンファは「2年間旅館に暮らし、要介護状態となった事例」（4月・32名参加）「大分市の交通手段の状況、地域で高齢者が困っている現状」（6月・22名参加）、「『口を診る』文化を広げたい」医科の訪問診療に同行する衛生士より（8月・37名）、「私のお墓はどこ」（11月・25名参加）をテーマに開催されました。カンファには、地域包括ケアセンター、コープおおいた、大分市議などに参加していただきました。

③ 地域の「困った」を解決する「ささえあい」の取り組みは42件の「ささえあいシート」が出され、「困った」の解決に活かされています。

2. 地域との連携、在宅医療の連携・強化に取り組み、医療・介護・福祉の総合的な取り組みを進めました。

① 2018年度医師初期研修医を2名受け入れ、3名の研修医を基幹型病院の協力をえて進めました。また、研修医の受け入れは3年連続となっています。

② 大分健生病院は総合診療専門医の認定施設として2018年度より1名の研修を行っています。

③ 在宅での療養を支援する訪問看護ステーションのサテライトを2019年2月に大分市森町に開設しました。「もりサテライト」は訪問介護の事業所と地域の居場所を目指した事業と運動の拠点の役割を担っています。

◎ 大分県福祉生活協同組合

I) 組織状況

2019年3月末の新規加入は112名で、組合員数は3,548名です。

II) 加入状況

ニコニコ村内入所施設利用者、新入職員、ファミリーサポート利用者、新規事業のディサービス利用者。

Ⅲ) 2018年度の大分県福祉生協の事業活動は、

(1) 2017年5月に給食事業を合併、また、各事業を再編し事業運営を行い増益にはなったが、赤字体制の克服には至らなかった。

(2) 介護保険事業

① 居宅支援事業、福祉用具貸与事業は伸びず廃止の方向を検討しています。

② 介護用品販売等物品販売は順調であった。

③ 通所介護事業は、2018年9月に開所しました。

7ヶ月経過したが、除々に利用者が増加してきており、月平均6名～9名であるが地域や利用者から高評価を受けています。

④ ファミリーサポート事業は、2018年9月「有限会社みえ福祉サービス」へ事業移管しました。

2019年度は、赤字事業を廃止するなど事業の整理を行うなどの方針であります。

Ⅳ) 文化スポーツ・その他、地域の取り組み

① 地域の公民館と共同し健康教室を継続した。医療法人ニコニコ診療所職員・生協職員が協力し10回の教室を開催し、148名の参加がありました。

(理学療法士や鍼灸師、看護師、その他看護保険施設の専門職)が講師を担当しました。

② 「オレンジサロン万」ではオレンジの会(527人参加)による認知症についての取り組みや、カラオケ、俳句の会、認知症オレンジカフェ(323人参加)の取り組みを行い、地域集い交流の場となりました。

③ グランドゴルフやゲートボールなど地域の高齢者スポーツ大会を各1回開催しました。

2018 年度会員生協実勢数

生協名			組合員		事業高		出資金		出資金1人当	
			実数(人)	前年比	実数(千)	前年比	実数(千)	前年比	平均額(円)	
地域生協	コープ おおいた	2017	162,382	103.0	18,394,266	98.8	5,551,973	104.7	34,191	
		2018	168,279	103.6	18,561,055	100.9	5,783,830	104.2	34,370	
	日田市民	2017	17,801	101.3	1,402,413	100.5	42,346	100.1	2,379	
		2018	17,965	99.0	1,350,747	96.3	42,648	100.7	2,374	
	グリーンコープ 生協おおいた	2017	29,273	98.6	3,980,174	101.3	2,298,411	103.1	78,516	
		2018	29,469	100.6	3,968,971	99.7	2,357,873	102.5	80,011	
職域生協	学 校	2017	11,432	100.0	510,230	94.3	229,970	99.9	20,116	
		2018	6,872	60.1	377,853	74.1	144,611	62.9	21,043	
	高 校	2017	3,989	99.8	36,075	94.1	40,610	99.2	10,180	
		2018	3,944	98.9	35,853	99.4	39,595	92.6	10,040	
	大 学	2017	6,074	99.7	925,592	102.8	92,857	83.7	15,287	
		2018	6,052	99.6	959,144	103.6	92,296	99.3	15,250	
	県職員	2017	6,193	101.0	128,446	101.0	46,226	98.0	7,464	
		2018	6,303	101.8	126,654	98.6	45,485	98.4	7,216	
	自治労	2017	11,713	100.0	189,575	99.8	95,759	100.2	8,175	
		2018	11,750	100.3	196,384	103.6	96,113	100.4	8,180	
	総 合	2017	128,948	97.5	833,852	108.4	2,011,562	105.2	15,599	
		2018	129,521	100.4	836,466	100.3	2,100,992	104.4	16,221	
	医療・福祉生活	勤労医療	2017	55,926	100.4	757,053	88.6	111,130	100.1	1,987
			2018	55,711	99.6	750,434	99.1	111,009	99.9	1,993
県医療		2017	27,291	100.8	3,011,073	99.1	1,121,008	103.8	41,076	
		2018	27,313	100.1	3,071,420	102.0	1,127,120	100.5	41,267	
県福祉		2017	3,493	96.5	13,869	25.1	23,671	104.0	6,777	
		2018	3,548	101.6	152,184	1097.3	26,932	113.8	7,590	
合 計	2017	464,515	100.4	30,182,618	99.1	11,665,523	103.9	25,113		
	2018	466,727	100.5	30,367,165	100.6	11,968,504	102.3	26,792		

会員生協 (12)		組合員 人	前年 比	事業高 千	前年比 %	出資金 千	前年比 %	1人当出資金 円
地域生協 (3)	2017	209,456	102.2	23,776,853	99.3	7,892,730	104.2	37,682
	2018	215,713	103.0	23,880,773	100.4	8,184,351	103.7	37,941
職域生協 (6)	2017	168,349	98.1	2,623,770	102.2	2,516,984	103.3	14,950
	2018	164,442	97.7	2,512,354	95.7	2,519,092	100.1	15,319
医療・福祉生協 (3)	2017	86,710	100.4	3,781,995	94.7	1,255,809	103.9	14,483
	2018	86,572	99.8	3,974,038	105.1	1,265,061	100.7	14,613

諸会議・活動日誌

(1) 総会・理事会

<p>総会 第65回通常総会 2018年6月21日(木) 於：全労済ソレイユ 出席者 50/50 (本人42名 委任出席8名) ・2017年度活動報告・決算報告・剰余金処分承認の件 2017年度監査報告 ・2018年度活動方針・決算計画・予算決定の件 ・役員報酬決定の件 ・役員選任の件 ・役員退任慰労金の件 ・議案決議効力発生の件 等、審議・協議</p>	<p>第4回理事会 2018年11月22日(木) 於：全労済ソレイユ ・県行政との懇談会及び懇親会の開催について ・県より生協県連と連携した広報・啓発活動の要請について ・コープおおいたの厚生労働大臣表彰受賞記念祝賀会の開催について ・西日本豪雨災害と北海道胆振東部地震の義援金について ・各部会の開催要請について ・定時職員就業規則の一部改正について 等、審議・協議</p>
<p>理事会(主な活動) 第1回理事会 2018年6月21日(木) 於：全労済ソレイユ ・会長理事及び専務理事の選任について ・代表理事の選任について ・役員退任慰労金の支給について 等、審議・協議</p>	<p>第5回理事会 2019年1月29日(火) 於：大分アリストンホテル ・福島震災復興祈念植樹への参加について 等、審議・協議</p>
<p>第2回理事会 2018年7月14日(土) 於：城島高原ホテル ・「県行政への要望書」提出について ・各部会の開催について ・大分県消費者問題ネットワークの加入のお願いについて ・西日本豪雨災害緊急支援募金の取り組みについて ・2018年度「県連役員視察研修」について 等、審議・協議</p>	<p>第6回理事会 2019年3月15日(金) 於：全労済ソレイユ ・九州地連運営委員会の推薦について ・2019年間活動スケジュール予定表について ・福島県新地町植樹祭と被災地視察について ・役員補充の手続きについて 等、審議・協議</p>
<p>第3回理事会 2018年9月14日(金) 於：大分アリストンホテル ・「県行政への要望書」の提出について ・第29回スポーツ交流会(ボウリング大会)の開催について ・2018年度生協大会の開催について ・2018年度県連役員視察研修について ・2018年度役員研修会及びトップ交流会の開催について ・北海道胆振地震への募金活動について ・大分県労福協「福祉研修会」への参加要請 ・大分県からの要望事項について 等、審議・協議</p>	<p>第7回理事会 2019年5月15日(水) 於：全労済ソレイユ ・の推薦について ・第66回通常総会議案書最終案について ・第66回通常総会当日の役割分担について ・第2回理事会・トップ研修会開催について 等、審議・協議</p>
	<p>第8回理事会 2019年6月4日(火) 於：全労済ソレイユ ・第66回通常総会最終議案書について ・第66回通常総会の当日役割確認について ・県との委託業務について ・その他</p>

諸会議・活動日誌

(2) 委員会

<p>■組織委員会（主な活動）</p> <p>第1回組織委員会 2018. 7. 11 於：全労済ソレイユ 会議室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年度「おおいたの戦争遺跡めぐり」の取り組みについて ・2018年度「ピースアクションinナガサキ」の参加について ・「大分の生協・県連だより」について ・折り鶴作成依頼 <p style="text-align: right;">等、協議・意見交換</p> <p>第2回組織委員会 2018. 9. 26 於：大分県学校生協 会議室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年度29回スポーツ交流会（ボーリング大会）について ・2018年度「生協大会」の開催について ・2018年度「役職員研修会」の開催について ・北海道胆振東部地震への募金活動について ・大分県からの要望事項について <p style="text-align: right;">等、協議・意見交換</p> <p>事務連絡 2018. 10. 26</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域消費者フォーラム」の参加要請について ・ヒバクシャ国際署名活動について <p>事務連絡 2018. 11. 16</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県連だより101号の原稿依頼について <p>第3回組織委員会 2018. 12. 7 於：全労済ソレイユ 会議室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年度スポーツ交流会（ボーリング大会）の総括 ・大分県より生協県連と連携した広報・啓発活動の要請について <p style="text-align: right;">等、協議・意見交換</p> <p>事務連絡 2019. 1月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019年2月8日第4回組織委員会中止した（「消費者被害をなくすための講演会」中止のため） 	<p>第4回組織委員会 2019. 5. 22 於：大分県学校生協 会議室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019年度親子で考える平和のつどい取り組みについて ・2019年度「ピースアクションinナガサキ」の参加について ・大分県消費者問題ネットワーク総会参加の要請について <p style="text-align: right;">等、協議・意見交換</p>
--	---

(3)その他主要会議

4 月	12 大分県消費者問題ネットワーク第6回 理事会
	12 地連運営委員会

5 月	8 大分県消団連会議、「消費者月間」街 頭キャンペーンビラ配り
	9 県連第6回理事会
	18 県連第4回組織委員会
	23 平成30年度第1回地球温暖化対策お おいた市民会議
	24 大分県消費者問題ネットワーク第12回 総会
29 大分県労福協第10回定期総会	

6 月	1 県連第7回理事会
	5 グリーンコープ生協おおいの総会
	9 大分県高校生協総会
	11 自治労信販生協総会
	12 大分県学校生協総会
	12 大分県職員消費生協総会
	19 生協コープおおいの総会
	21 大分県生協連第65回総会
	23 大分県医療生協総会
	24 大分県福祉生協総会
30 大分県勤労者医療生協総会	

7 月	2 労福協第2回理事会
	11 県連第1回組織委員会
	11 大分県消費生活協議会
	14~15 県連第2回理事会・トップ研修会
	17 大分県総合防災訓練第1回実行委員会
	26 大分県協同組合間連携における理解促 進研修会
	27 「大規模災害対策連絡会」第2回世話 人会議
	28 第27回親子で考える平和の集い
30 大分県労働者総合生協	

8 月	3 県連第1回監事会
	3 労福協第3回理事会
	7~8 ピースアクションinナガサキ参加
	21 労福協ライフサポートセンター第1回 運営委員会
	29 大分県消費者ネットワーク第1回理事会 29 大分県議会事務局打合せ

9 月	3 第3回大分市民講座担当者会議
	14 第3回理事会、県議会議員との懇談 会・懇親会
	19 大分県総合防災訓練打合せ（豊肥地 区）
	26 県連第2回組織委員会
	28 第6回会員生協「監事研修会」

10 月	1 大分県消団連会議
	3 地連第2回運営委員会、活動推進会議
	4 大分県消費者問題ネットワーク検討委 員会
	5 大分県へ「平成31年度予算要望書」提出
	10 大分県協同協議会 清掃活動（別府 公園）
	12~14 役員視察研修（奈良県）
	17 大分県消費者問題ネットワーク検討委員会
	19 大分市地球温暖化対策市民講座
	24 2018年度県連「生協大会」開催
	30 厚生労働大臣表彰式（コープおおいの）

11 月	1 大分県消費者問題ネットワーク第2回 理事会
	6 第2回地球温暖化対策おおいの市民会議
	17 第29回スポーツ交流会ボウリング大会
	21~22 九州ブロック生協・行政合同会議
	22 県連第4回理事会、役職員研修会・ トップ交流会

12
月

- 5 H30年度地域消費者フォーラムin国東
- 5 地連第3回運営委員会、活動推進会議
- 7 県連第3回組織委員会
- 17 大分県消費者問題ネットワーク第3回理事会

1
月

- 4 仕事始め
- 21 H30年度消費者と事業者との意見交換
- 28 労福協第5回理事会
- 29 県連第5回理事会、県行政との懇談会・懇親会
- 31 大分県消費者問題ネットワーク第4回理事会

2
月

- 6 2018年度第4回地連活動推進会議
- 20 大分県消費者問題ネットワーク第5回理事会
- 21 H30年度第2回地球温暖化対策おおい
た市民会議

3
月

- 4 大分県消団連会議
- 15 県連第6回理事会
- 20 地連「大規模災害対策会議」第5回世
話人会議
- 25 大分県消費者ネットワーク第6回理事会

貸借対照表

2019年3月31日現在

(単位:円)

勘 定 科 目	金 額	勘 定 科 目	金 額
資産の部		負債の部	
預 金	18,833,388	預 り 金	60,000
関係団体出資金	150,000	未払法人税等	598,500
		未払費用	8,171
		役員退職慰労金引当金	2,950,000
		純資産の部	
		出 資 金	1,360,000
		法 定 準 備 金	1,352,400
		役員退職慰労金積立金	2,500,000
		災 害 対 策 積 立 金	2,000,000
		別 途 積 立 金	4,650,000
		災 害 見 舞 積 立 金	1,500,000
		前期繰越利益剰余金	934,887
		当 期 剰 余 金	1,069,430
合 計	18,983,388	合 計	18,983,388

2018年度損益計算書

2018年4月1日～2019年3月31日

[収益の部]

科 目	2018年度予算	2018年度決算額	予算対比率	備考
県連会費	15,157,800	15,157,800	100.00 %	
県委託費	0	623,700	0.00	
雑収入	120,000	98,833	82.36	
合 計	15,277,800	15,880,333	103.94	

[費用の部]

役員報酬	3,600,000	3,600,000	100.00 %	
雑給	902,000	904,480	100.27	
福利厚生費	20,000	0	0.00	
役員退任慰労金	50,000	20,000	40.00	
役員退職慰労金 引当金繰入	300,000	300,000	100.00	
教育・文化費	1,532,100	1,396,750	91.16	
広報費	903,260	1,296,540	143.54	
研修費	2,410,000	1,640,298	68.06	
調査研究費	248,800	133,014	53.46	
会議費	285,000	441,564	154.93	
組織活動費	70,000	10,640	15.20	
県生協大会費	135,000	138,900	102.88	
旅費交通費	584,000	494,940	84.75	
諸会費	1,284,000	1,284,000	100.00	
渉外費	1,370,000	1,105,710	80.70	
事務用品費	280,000	141,455	50.51	
通信費	236,470	258,908	109.48	
寄付金		400,000	0.00	
地代家賃	480,000	480,000	100.00	
租税公課	1,000	491	49.10	
雑費	164,600	164,713	100.06	
合 計	14,856,230	14,212,403	95.66	

[当期剰余金]

税引前当期剰余金	421,570	1,667,930	
法人税等	71,000	598,500	
当期剰余金	350,570	1,069,430	

■決算関係書類の付属明細表

◆組合員資本の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
コープおおいた	200,000	0	0	200,000
日田市民生協	200,000	0	0	200,000
グリーンコープおおいた	100,000	0	0	100,000
大分県学校生協	80,000	0	0	80,000
大分県高校生協	50,000	0	0	50,000
大分大学生協	50,000	0	0	50,000
大分県職員消費生協	100,000	0	0	100,000
自治労信用販売生協	100,000	0	0	100,000
大分県総合生協	330,000	0	0	330,000
大分県勤労者医療生協	50,000	0	0	50,000
大分県医療生協	50,000	0	0	50,000
大分県福祉生協	50,000	0	0	50,000
法定準備金	1,352,400	0	0	1,352,400
別途積立金	4,650,000	0	0	4,650,000
災害見舞積立金	2,000,000	0	0	2,000,000
役員退職慰労金積立金	2,500,000	0	0	2,500,000
災害対策積立金	1,500,000	0	0	1,500,000
合 計	13,362,400	0	0	13,362,400

◆関係団体等出資金

(単位:円)

団 体 名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	
関係団体 出資金	日本生活協同 組合連合会	120,000	0	0	120,000
	賀川教育基金	20,000	0	0	20,000
	九州労働金庫	10,000	0	0	10,000
合 計	150,000	0	0	150,000	

◆引当金

(単位:円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
役員退職慰労金引当金	2,650,000	300,000	0	2,950,000
合 計	2,650,000	300,000	0	2,950,000

■その他の決算関係書類の内容を補足する重要な事項

◆預金明細表

(単位:円)

銀行名 (No.)	期首残高	期末残高	当期増減額
九州労働金庫 普通 臼杵支店 No.4291727	12,102,552	13,826,316	1,723,764
九州労働金庫 定期 臼杵支店 No.7880221	5,006,479	5,007,072	593
合計	17,109,031	18,833,388	1,724,357

◆その他資産明細表

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
未収金	0	0	0	0
前払金	0	0	0	0
立替金	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

◆未払法人税等明細書

(単位:円)

内訳	金額
法人税	346,700
地方法人税	15,200
法人県民税	32,100
法人事業税	112,600
法人市民税	91,900
合計	598,500

◆その他負債明細表

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
預り金	60,000	252,252	252,252	60,000
仮受金	0	194,060	194,060	0
未払費用	8,144	8,171	8,144	8,171
合計	68,144	454,483	454,456	68,171

2018年度損益金の処分表

2018年4月1日～2019年3月31日

出資金	前期末及び当期末残高	1,360,000
利益剰余金		
法定準備金	前期末残高	1,352,400
	当期末残高	<u>1,352,400</u>
その他利益剰余金		
役員退職慰労金 積立金	前期末残高	2,500,000
	当期末残高	<u>2,500,000</u>
災害対策積立金	前期末残高	2,000,000
	当期末残高	<u>2,000,000</u>
別途積立金	前期末残高	4,650,000
	当期末残高	<u>4,650,000</u>
災害見舞積立金	前期末残高	1,500,000
	当期末残高	<u>1,500,000</u>
繰越利益剰余金	前期末残高	934,887
	当期純損益金	<u>1,069,430</u>
	当期末残高	<u>2,004,317</u>
利益剰余金合計	前期末残高	12,937,287
	当期増減額	<u>1,069,430</u>
	当期末残高	<u>14,006,717</u>

監査報告書

2019年4月25日

大分県生活協同組合連合会
会長理事 青木 博範 殿

特定監事 江藤 隆康 

監事 萩原 潤 

私たち監事は、大分県生活協同組合連合会の2018年4月1日から2019年3月31日までの第65期事業年度の理事の職務執行および決算関係書類について監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

各監事は、監事会の定めた監査の基準に準拠して、監事相互の意志疎通および情報交換を図るほか、あらかじめ年間で定めた監査方針ならびに監査計画および職務分担等に従い、理事と意志疎通を図り、情報収集ならびに監査環境の整備に努めるとともに、理事会やその他重要な会議・行事に出席し、理事よりその職務の執行状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めてきました。あわせて、重要な決裁書類等を閲覧し、業務ならびにその財産の状況について調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告書およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに会計帳簿およびこれに関する資料の調査を行ない、当該事業年度に係る決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

- 一 事業報告書およびその附属明細書は、法令および定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 決算関係書類（剰余金処分案を除く）およびその附属明細書の監査結果

決算関係書類（剰余金処分案を除く）およびその附属明細書は、組合の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

(3) 剰余金処分案の監査結果

剰余金処分案は、法令および定款に適合し、かつ、連合会財産の状況その他の事情に照らして、指摘すべき事項は認められません。

以上

剰 余 金 処 分 (案)

I 当期末未処分剰余金		
(1) 前 期 繰 越 剰 余 金	934,887	
(2) 当 期 剰 余 金	1,069,430	2,004,317
II 剰余金処分量		
(1) 創立70周年記念事業積立金	1,000,000	
(2) 会員生協支援積立金	600,000	1,600,000
III 次期繰越剰余金		404,317

(注) 次期繰越剰余金に含まれる生協法第51条第4項の教育事業繰越金の額は200,000円です。

以上の通り、提案します。

大分市青崎1丁目9番35号

大分県生活協同組合連合会

会長理事 青木博範

第2号議案

2019年度活動方針・活動計画及び予算決定の件

はじめに

2019年10月に消費税増税の実施が予定されており、景気回復の実感が欠しい中、くらしが一層厳しくなることが懸念されると同時に、事業経営への対応が不可欠となります。さらに、増税が実施された場合には、日本で初めて複数税率となることから、事業上の対応が必要になります。

また、憲法改定に向けた安倍自民党総裁の強い意思の下、自民党が憲法改定案を準備しており、国会で論議が始まろうとしています。憲法改定については、世論調査でも賛否が分かれており、与党内でも優先課題として進めることへの疑問がある中、論議が強行され、発議される可能性が出てきています。憲法改定は国のあり方を問うものであり、発議されれば国民投票となることから、全国の生協で、組合員一人一人が主権者として主体的に考え判断できるよう、学習活動を基礎に取り組んでいく必要があります。

企業をはじめ、自治体やNGOなど様々な組織が、SDGsと自組織の事業・活動を結びつけて、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいることを積極的にアピールしています。生協においても、SDGsの実現に向けた取り組みを広げ、広く首魁への発信していくことが求められています。

くらしに関わる情勢

家計調査の消費支出は、足踏みが見られる一方、消費者物価指数は、原油高に伴うガソリン高などの要因で、22ヶ月連続のプラスとなりました。賃金が伸びない中での物価上昇により、「景気回復」をくらしの中で実感できない状況となっています。また、日本における相対的貧困率は高い水準にあり、経済格差の問題が依然解消されていません。

2019年10月に実施予定の、消費税10%への増税により、駆け込み需要とその反動減で、消費が落ち込む可能性があるとともに、その後の消費者のくらしが一層厳しくなることが予想されます。

2018年の介護保険報酬改定は全体改定率0.54%の上昇と、6年ぶりのプラス改定となりました。医療・介護連携や自立支援介護、人材確保と生産性の向上、サービスの適正化と重点化の方向性が打ち出されました。今後、医療・介護費が増加する中、医療・介護保険の1人当たりの保険料・料率の引き上げなど、より一層負担が重くなることが予想されます。

西日本豪雨は、大規模な土砂崩れや河川の氾濫を引き起こし、甚大な被害をもたらしました。また、北海道や大阪の大地震や、記録的な大雨・暴風や高潮を引き起こした台風など、2018年度は全国的に大きな災害に見舞われた1年となりました。

政治情勢

これまで第2次安倍政権は、特定秘密保護法・安全保障法制の制定・施行、組織犯罪処罰法の改定など、平和と人権にかかわる重大な政策を進めてきました。こうした流れの中で、憲法改正に向けた論議が出てきており、今後動きが加速する可能性があります。国民一人一人がしっかりと憲法について学ぶ場づくりが大切になっています。

基地問題が大きな争点となる中、沖縄県知事選挙では、普天間基地の辺野古の移設反対という沖縄県民の声を反映した結果となりました。

防衛省の予算要求額が過去最大となったほか、防災対策や社会保障に充てる予算も膨らみ、2019年度の予算は3月27日成立し、当初予算として初めて100兆円の大台を突破し、総額101兆円余りとなりました。

2018年7月に閣議決定された「エネルギー基本計画」では、再生可能エネルギーの主力電源化が明記された一方で、原子力発電をベースロード電源として位置付けて、再稼働する動きが強まっており、あらためて「原子力発電に頼らないエネルギー政策への転換」が求められています。また、地震や台風などによる停電が勃発したことから、送電線網の整備や分散型電源への転換、自家発電設備の検討なども必要になっています。

国際情勢

アメリカのトランプ大統領は「アメリカ第一主義」を掲げて、中国との貿易戦争やイラン核合意をめぐる動きなど、世界各国と軋轢を生む政権運営を続けています。2018年11月の中間選挙の結果、上院と下院で多数派が異なるねじれ状態となるなど、先行き不透明になっています。

北朝鮮とアメリカの両首脳による初会談や、北朝鮮首脳が初めて訪韓して行われた南北首脳会談など、緊張緩和の動きが見られますが、北朝鮮の非核化達成に向けた具体的な道筋は示されていません。

2020年に開催される核不拡散条約再検討会議に向けた準備会合などが行われています。核兵器廃絶に向けた取り組みの強化が求められています。

日本とアメリカの2国間で、農産品などの関税を含む自由貿易協定の交渉を開始することで合意し、農産物や工業用品など、幅広い品目にわたる物品の輸出入にかかわる関税の引き下げや撤廃について、協議を行うとされています。

2019年発効予定の日欧経済連携協定や、早期発効に向けて調整が進むTPP11などにより、日本の食料安全保障や、国内農業などへの影響が懸念され、今後の日本の農業、食料政策のあり方が問われています。

事業・経営に関わる情勢

2019年10月に実施が予定されている消費税増税と複数税率の導入は、小売業界において様々な事業対応が求められることとなります。

運輸業界や小売業界では、人手不足が深刻で、人件費の高騰によって収益を圧迫しています。宅配BOX設置の規制緩和や自動運転の研究など、こうした問題への様々な対策が検討されています。様々な業界で人手不足が広がっていることを受けて、外国人労働者の受け入れを図るため、国会では出入国管理法改正が行われました。

2018年6月に成立した働き方改革関連法案により、1年間に10日以上年次有給休暇がある従業員に、5日以上年次有給休暇を取得させることが義務付けられ、対応が求められています。

スーパーマーケットにおける傾向は、ドラッグストアやネット通販の拡大に押されて、苦戦を強いられています。消費者の多様化するニーズに対応し、都市部では「グローサラント」型（店内や敷地内で食事を提供する業態）のスーパーマーケットも登場しています。

食品におけるEC・通販のシェアについて、全体を占める割合は大きくないものの、着実に拡大しています。ネット通販の台頭は、従来型の形態で展開する小売企業に対し、様々な影響をもたらしています。

コンビニエンスストアは高齢者の利用率が上昇しています。生鮮食品の取り扱いやPB商品の拡充だけでなく、行政関連サービスの代行、銀行ATMサー

ビス、宅配便の受け取りなど、地域の拠点としての役割を持ちつつあります。

ドラッグストアにおける食品の売上高が拡大していて、ディスカウントストアや家電量販店を含め、業態を超えた競争が過熱しています。海洋プラスチックゴミの問題が世界的に取り上げられる中、今後日本においても法整備が進み、企業・団体においてこの問題に対応することが問われています。

改正食品衛生法、広域におよぶ食中毒への対策強化やH A C C Pの義務化などが盛り込まれ、食品衛生に関わるすべての業種において、2020年6月までに対応が必要とされています。

2020年の改正民法施行に向けて、くらしや事業の影響の整理などの対応が求められています。

I C Tをとりまく情勢

電子マネーの利用が進み、2017年は5兆 1,994億円と過去最高を更新し、決済件数も前年比4.5 %増の54億 2,300万件となりました。スーパーマーケットでは、セミセルフレジの導入店舗の拡大や、顧客の購買・行動パターンなどのビッグデータの活用、人工知能の活用も広まりつつあります。

業務自動化・需要予測・マーケティングなどの分野で、A Iに加えて、I o Tを活用するための検討が進められています。スマートスピーカーの普及のほか、V R・A Rの認知が広がり、小売業界では、従来とは異なる販売方法の模索が始まっています。

I C Tの進展により広がっているシェアリングエコノミーは、今後も拡大し続け、2021年には 1,000億円の市場規模になると予想されています。事業者に加えて地方自治体などでも、地域課題の解決や経済活性化のツールとして活用していることが、拡大の背景にあります。

こうした状況の中で、県生協連は12会員生協の連合会組織として、その役割を果たすべく、2018年度の活動を振り返りながら、2019年度は次の課題を取り組んでまいります。

1. 2019年度の活動基調

2019年度の基調は、県連機能について事業領域を超えた県内生協連帯の場として、協同互助の精神に基づき大分県内における事業種別生協間の協同・連帯・連携を強化すると共に、県内生協の総合力の発揮をめざし、地域社会を構築している大分県行政や協同組合、県社会福祉協議会・NPOなどの諸団体との良好な関係づくりを構築し、地域社会が活性化するための多面的な役割を強める活動を展開する。

具体的には、

1. 生協間の交流・情報共有によって、連帯・協同を促進し、会員生協の発展に寄与すること。
2. 食の安全・安心、消費者問題の取り組みや環境、福祉、平和活動などを通じて、生活の安全・安心に貢献すること。
3. 行政や諸団体と連携し、生協の社会的役割を発揮すること。
4. 東日本大震災や地震や水害の被災者・避難者支援を強化すること。
5. 生協活動を知ってもらうため、広報・渉外活動を強めること。

2. 重点方針と課題

第1の課題 生協間の交流・情報共有によって、連帯・協同を促進し、
会員生協の発展に寄与する活動

1. 会員生協に役立つ活動を進めます

- (1) 会員生協の経営状況の把握や情報の共有化、情報の伝達と会員生協間の協同と交流を深めます。
- (2) 県連として会員生協の役職員の研修会や監事を対象とした研修会を開催します。
- (3) 大規模災害と危機管理に備えるための取り組みを日生協九州地連と連携して行います。
- (4) 県連内での部会の開催による情報交換の場を設けます。

第2の課題 食の安全・安心、消費者問題の取り組みや環境、福祉、平和活動などを通じて、生活の安全・安心に貢献する課題

1. 食品の安全・安心の定着と普及の促進

- (1) 食品の偽装表示や安全性や安心への関心は高く、食への不信を抱く人は多く、会員生協と連携し、食品の安全・安心の定着と普及促進に努めます。
- (2) 「消費者力」の向上を目指し、くらしの安全を実現できる社会システムづくりに向けて、社会的役割を發揮し消費者組織としての意見発信や学習の活動に取り組みます。
- (3) 行政等の各種審議会、協議会に参加し、意見を反映する活動を積極的に行います。

2. 消費者問題への取り組み

- (1) 地方消費者行政の充実を求める取り組みと、県生活環境部と連携して消費者問題に取り組みます。
- (2) 大分県、各市町等の各種審議会、協議会に参加して、消費者行政への意見反映の活動に努め、県・市町の消費者行政の充実を図ります。
- (3) 消費者被害の未然防止や拡大防止・救済活動を行う適格消費者団体である特定非営利活動法人「大分県消費者問題ネットワーク」の中心的な役割を果たします。

3. 環境・福祉活動の推進

- (1) 地球温暖化防止のために、大分市の地球温暖化対策市民会議等に積極的に参加し、その役割を果たします。
- (2) 地域生協のくらしの助け合い活動や医療生協の福祉活動と連携して福祉活動の強化に努めます。

4. 平和活動について

戦争体験者や被爆の実相を語る人々が少なくなる中、次世代の戦争の悲惨さを語るひとの育成や、平和の尊さ、戦争や核兵器のない社会

を目指す活動を行います。

第3の課題 行政や諸団体と連携し、生協の社会的役割を發揮する課題

1. 大分県行政との関係強化

- (1) 大分県行政との連携は、生協の窓口である県生活環境部県民生活・男女共同参画課と、日常的な意見交換・情報交換・事業活動に係る調査など共に協力体制のもとに連携を深めます。
- (2) 県行政や各市の審議会・協議会等に積極的に参加し、生協の社会的地位の向上に努めます。
- (39) 県議会議員との懇談会の開催を県議会に要請し、生協としての政策要求や役割、社会的貢献活動について理解と協力を求めています。

2. 大分県労働者福祉協議会の取り組み

大分県労働者福祉協議会の活動に参加し、福祉活動等を通して労働団体と幅広く連携していきます。

3. 協同組合間の連携の取り組み

協同組合間の連携については、再開された大分県協同組合協議会の一員として、協同組合活動に関する理解を更に深めるとともに、地域社会への貢献に資する活動を行います。地域に根差した協同組合の意義・活動を広く県民にPRすることを活動の基本にして、協同組合活動の意義・先進県事例の研修や、社会貢献活動としての清掃等のボランティア活動を展開するよう努めます。

第4の課題 東日本大震災や地震や水害の被災者・避難者支援を強化する課題

1. 東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故から丸8年となり、被災地での復興・復旧活動は進んでいるものの、依然として多くの方が県内外での避難生活を余儀なくされていますが、国民の関心は薄らいで

きております。

生協として、復興・復旧が終わるまで、被災地の今を知り伝える～忘れない取り組みを続けなければなりません。

2. 2018年年度の九州北部豪雨、大阪地震、西日本豪雨災害、北海道胆振東部地震等、全国的に自然災害が発生して尊い命が奪われ、甚大な被害が発生し、復興・復旧は進んでいますが、復旧にはまだまだの状況です。今後も支援を続けることが大切です。

第5の課題 生協活動を知ってもらうため、広報・渉外活動を強める課題

1. 生協間の連携活動の調整、他団体との渉外、広報などの機能的役割を強めます。
2. 「おおいたの生協」「県連だより」は、県連活動や会員生協の活動を多くの県民や組合員にご理解いただき、生協の認知度を高めるため必要な機関紙として定期的に発行します。
3. 県連ホームページは県連活動や計画、会員生協の活動等と合わせた掲載を強化し、生協活動を組合員、消費者にアピールしていきます。また、消費者に役立つ情報を提供していきます。

4. 2019年度 会員生協の取り組む課題

● 地域生協

◎ 生活協同組合コープおおいた

2019年度取り組む課題

1. 商品活動

- ① 「エシカル消費」の社会的貢献内容の広報を強め、より多くの組合員が中身の理解を深める機会を創出します。
- ② 生産者の負担のない範囲で組合員との交流を増やし、より多くの理解者を増やす取り組みを行ないます。
- ③ 組合員活動と連携した「援農」企画の組み立てを図ります。
- ④ 取引先の協力も含めて、品質向上の取り組みを強化します。

2. 事業活動

- ① 宅配事業年間1.1万人の仲間づくりに加え、さらに利用継続のための施策を講じます。
- ② 店舗事業では生鮮比率52%を目標とし、商品提案力のアップを図ります。CO・OPふらいるの改装を早期に具体化することに加え、新規出店用地を確保し、最低1店舗の年度内開店することを目指します。
- ③ 移動店舗販売車両の増車は凍結し、収益性アップに向けてコースごとの平均利用額引上げ策を講じます。お買い物サポートカーを最低2台増車し、買い物弱者支援を広げます。
- ④ 共済事業では宅配・店舗両事業ともに、組合員加入後の早期加入率を20%まで高めるための施策を講じます。
- ⑤ 臼杵市に新設するディサービスセンター及びサービス付高齢者向け住宅の運営を早期に安定させ、それぞれの連携力を高めます。
- ⑥ 子育て支援事業では事業所運営を子会社に移行し、物件開発は引き続き実施します。

3. 中長期計画の策定

- ① 2030年ビジョンを完成させ、10年後の生協の到達点を明確します。
- ② 2030年の環境目標達成のための施策を事業ごとに作り、計画的に近づけていく取り組みを行ないます。
- ③ SDGsの学習機会をつくり、生協の果たすべき役割を考える場面を作っていきます。

4. 組合員活動

- ① コーペリアでの活動は軌道に乗り始めており、スタッフ不足を解消するため多くのサポーターを育成します。

5. 地域社会貢献活動

- ① 買い物弱者支援は、コンビニとの提携による移動店舗販売や小規模店舗、宅配中継等の可能性を調査し、引き続き行政の理解と協力を重視しながら検討をすすめます。
- ② 就労継続支援A型事業所を軌道に乗せ、体験実習の受け入れ等を通して支援学校との関係を前進させます。各団体との交流を通じて情報を増やし、新しい支援の領域を模索します。
- ③ フードドライブの手法を増やし、自前の提供物資量を増やします。また、物資を提供する企業や団体の拡大にも再度取り組み、寄付先の施設との交流や新しい支援の方法も検討します。

6. 復興支援活動

- ① ふくしま復興支援の3つの柱「買い支え」「交流」「学習・広報」を維持しながら、食以外の面での風評被害対策も検討します。最も長く寄り添える新しい交流方法を早期に組み立てます。大分でもできる学習企画も検討します。

◎ 日田市民生活協同組合

今年度は平成から令和へと元号も変わり、世の中は今まで以上に激しく、そ

して大きく変わっています。加えて、予期せぬ出来事も数多く発生しており、今はまさに大変動期といえます。これを乗り切り、新しい協同組合、日田市民生協の新たなステージへの模索を始めなければなりません。

厳しい環境にあって私たちが取り組むべき課題は山積していますが、年度スローガンを『今できることに集中、実践』—打つ手は無限—として取り組んでまいります。

以下5つの2019年度事業達成目標です。

1. 店舗事業で継続的に組合員の生活へのお役ち “生協のお店があってよかった”
2. 特販事業での地域福祉貢献
3. 共済事業は組合員の困った時のお役ち “勧められてよかった。入っていて助かった”
4. 笑顔で元気になっていただける接遇
5. 日常の継続的な環境改善活動

◎ グリーンコープ生活協同組合おおいた

2019年度の活動方針

1. 「いのち、自然、暮らし」を守るグリーンコープ運動の広がり、配送共同購入をはじめとするグリーンコープ事業の強化に向けて、組合員、労働協同組合（ワーカーズ）、職員事務局が一丸となり、累積赤字の克服に向けた経営再建、財政の健全化・強化を実現し、グリーンコープ運動と事業の展開を切り拓いていきます。
2. キープ&ショップの拠点拡大、ファイバーリサイクル運動と事業の推進、加えて、グリーン・市民電力と連携による脱原発社会を目指し、原発フリーの「グリーンコープでんき」の広がりを目指します。
また、2018年度より開始した新規事業展開（住宅事業、各種斡旋事業など）を軌道に乗せ、組合員の生活に密着した喜ばれる事業の提供を進めていきます。
3. 加速する少子高齢化社会、増加する高齢者単独・夫婦のみ世帯、人口減少に向かう地域貢献として、配送センターや店舗、キープ&ショップ、ゆ

う＊あい」ショップ、福祉拠点（訪問介護・通所介護・居宅支援・福祉用品店）、アンテナショップ「グリーンコープインホォメーションプラザ中央店」、2018年4月に開園した「わさだ りすの森保育園」を拠点に、社会福祉法人グリーンープや基金運用委員会と共にグリーンコープの地域福祉の取り組みを進めています。

4. 誰もが安心して暮らせる地域の在り所を目指して、AED設置を大分オレンジカンパニー（認知症にやさしい企業・団体）として存在を高めると共に、里親制度の広報活動、子育て支援など、社会的責任に積極的に担い、広く告知らせていきます。

また、「生活困窮者自立支援法」の「家計相談支援事業」を通して、大分県・各市町村との信頼関係を深め、組合員と地域に向けて、生活再生相談室の存在意義を訴えて行きます。さらに、大分市の生活困窮者就労訓練事業、子どもの関連（健全育成支援、学習支援）事業とも連携し、深刻化する貧困問題にも積極的に係わっていきます。

5. 2019年度は2020年に向けて準備をすすめつつ、2018年度のグリーンコープ連合誕生30周年で蓄えた力を発揮し、更なる経営基盤の強化を進めます。累積赤字の償却、黒字への転換を最大の課題に、経営の安定、成長路線へと大きく踏み出します。さらに、組合員の新規加入に加え、加入いただいた組合員に末永く利用いただくことによる事業拡大と、既存の組合員を基本とした供給拡大を進めています。また、10月には消費税増税が予定されており、様々なシステムを含めた対策の検討を進めます。

● 職域生協

◎ 大分県学校生活協同組合

1. 基本方針

2019年度は、第19次中期3ヶ年計画（2019年～2021年）の初年度となります。学協部会の第19次中期計画策定指針を基本に、大分県学校生協の2018年度まで

の進捗状況を検証した上で「安全・安心で豊かなくらしの提供、事業の改革・改善及び経営・財政基盤の確立、地域社会に貢献できる生協」をめざし、以下の重点方針を中心に取り組んでいきます。

2. 重点方針

1. コンプライアンスに則った学校生協の運営と組織の活性化を進めます。
 - コンプライアンスに則った機関運営をさらに進めます。
 - 内部統制の確立なむけ規則・規定類の整備を行います。
 - 法改正・制度改正に適正に対処します。（民法改正、消費税増税）
 - 新採用者を中心とした現職教職員の加入促進に取り組みます。また、臨時教職員の組織化にむけた整備を進めます。
 - 退職者の継続加入と定期的に退職組合員の確認を行います。
 - 組合員に対し学校生協活動の理解を深めるための広報活動を充実させます。
 - 学校現場における働き方改革の影響を注視しながら組織委員・商品委員・生協係との連携強化を図ります。
2. 経営数値の改善を進めると共に経営組織に貢献できる人材を育成します。
 - 過去の決算書を比較・分析し経営改善を進めます。
 - 事業経費の削減を含めた内容の精査を行います。
 - 経営基盤の強化並びに組合員還元ができる経営構造の改善に取り組みます。
 - 基幹システムの再構築を進めます。
 - 2021年度4月に導入予定の新会計基準に準拠した事業・会計処理を行います。
 - 次世代を担う役職員の力量アップと意識改革に努めます。
3. 組合員の視点に立った供給事業の再構築により供給事業の減少に歯止めをかけ、事業剰余金での継続した黒字を目指します。
 - 事業体として事業剰余で黒字確保できるよう不採算事業は抜本的に見直します。
 - 若者層に向けた企画や事業の開発に取り組みます。
 - 組合員を取り巻く環境変化に対応した利用促進対策を進めます。

- ・ 組合員の生活をサポートできるサービス事業の充実・拡大に努めます。
 - ・ 連帯・連携による事業の効率化と拡大を図ります。
4. 教職員を取り巻く関連団体との協同と連帯・連携を推進し、組合員の生活を総合的にサポートし、地域社会に貢献できる事業・活動を行います。
- ・ 全国学校生協・九州地区学校生協間の情報交換と新規事業活動に積極的に取り組みます。
 - ・ 教職員共済生協をはじめとした教育関係福利厚生団体との連携をより一層強化します。
 - ・ 平和・環境を守る運動に積極的に参加します。
 - ・ 防災および災害援助に積極的に取り組みます。
 - ・ SDGsを理解し、その達成に向けて学校生協としてできることを研究します。

◎ 大分県高等学校生活協同組合

2019年度の活動方針

今年度の新採用者が昨年度の約2倍に増えているので、積極的に学校訪問を行ない、過年度の採用者も含めて新規加入に取り組み、組合員数の増加を図ります。

退職組合員の継続利用をお願いし、脱退者の減少に努めます。強化月間を設けて出資金増資の活動に力を入れ、1人当たりの出資金の減少に歯止めをかけます。

年3回共同購入（強化月間）に力を入れて、利用高、利用者数の増加を図り、地産地消の県産品愛用運動に積極的に取り組みます。新しい商品開発に取り組み、独自企画（回覧企画）の利用高、利用者数の増加を目指し、供給剰余金の前年度比増と目標達成に努めます。

コンプライアンスを遵守して経営の健全化と改善に努めるとともに、生協委員との協力関係を深め、組合員相互の連帯と生協活動への理解に努めます。

組合員数の増加に積極的に取り組み、事業活動の活性化により、利用者数と利用高の増加を図ります。厳しい状況ではあるが、事業経費削減に取り組み、経常剰余金の増加に努めます。

日本生活協同組合連合会・学協部会において他県の学協生協や大分県生活協同組合連合会の職域生協・地域生協・医療・福祉生協と連携して、組合員の安全で安心できる豊かな暮らしを求め、共に支え合う社会の実現のために組合員と力をあわせて事業全体の活性化に取り組みます。

◎ 大分大学生生活協同組合

1. 2019年度活動方針

組合員自らがつくる生協を実現するため、組合員の生協運営への参加の場面を増やしていきます。

2. 事業経営方針

【第7次中期計画に基づいた運営】

第9回理事会で第7次中期計画を定めました。その初年度として、以下の重点課題と店舗別課題にそって2019年度は運営を行ないます。

大分大学生協は、大分大学と基本協定書、福利厚生事業業務委託契約を結び、福利厚生および学生支援の活動を行っていきます。

【重点課題】

1. 大分大学との連携を強化し、勉学研究の発展や魅力ある大学づくりに貢献します。
2. 組合員自らで作る生協を実現するため、組合員の生協運営への参加の場面を増やしていきます。
3. 組合員の生活と声を中心に据えて価値ある事業と活動をつくり、学生組合員の活気溢れる大学生活に貢献できるよう取り組みを強化します。
4. 「自立した食生活支援事業」「4年間の学びと成長事業」「安心・安全の住い事業」を重点事業とし発展させます。
5. 経営基盤を強化します。ビジョン実現に積極的な生協職員を育成します。

◎ 大分県職員消費生活協同組合

2019年度は、県庁内にサービス売店がなくなり、自治労会館1階で一体的に生協運営する1年目となります。前年度に引き続き人件費の見直しや、事業経費の節減を進めます。

また、供給高の増加策として、共同購入・商品あっせん事業をはじめとする既存事業の充実や手数料増加のための新規事業の開拓、県と連携した各種事業、ホームページを活用した事業等を積極的に展開していきます。安定した事業運営と職員の資質向上・業務研さんのもと黒字化に向けて取り組んでいきます。

◎ 自治労大分県本部信用販売生活協同組合

2019年度の活動方針

1. 2019年度は、第3次中期事業計画の最終次として、県産品愛用運動をさらに充実・強化させるとともに、自治労生協OCカードの利用促進、葬祭・住宅・各種保険事業等を推進し、2019年度の供給目標と利益目標の達成に取り組みます。
2. 組織面では、引き続き単組の生協推進体制の充実・強化に向け、意見交換や説明会等に取り組みます。

◎ 大分県労働者総合生活協同組合

(住宅事業)

2019年度も引き続き、「あすみの丘」「新別府」「ビューステージ高崎台」の分譲住宅の販売を主に、外部注文住宅の受注をめざします。

リフォーム事業は、関係団体の広報誌で周知や教宣チラシ及び既にリフォーム者からの紹介に対し、信頼施工をモットーに迅速に対応をはかります。

また、賃貸事業では、特に、好評をいただいている総合生協中央パーキングプリペイドカード(10,000円券が7,200円、5,000円券が4,200円)の販売促進、ならびに駐車設備や運営の改善を図り、リピーターの利用促進に努

めます。

(旅行事業)

安定的な事業基盤の確立するために、組合員・協力団体のニーズに合った商品の提供や出張チケット対応の諸問題を解決し、各労組行事の受注をさらに強めます。

また、2018年度に引き続き、新規団体顧客獲得を重点課題として、新規団体紹介特典をアピールし、昨年以上の実績を出せるよう推進します。

● 医療・福祉生協

◎ 大分県勤労者医療生活協同組合

2019年度は、消費税の増税が予定されていますので、その対応に万全を期します。2025年に向けた国の社会保障費抑制政策により、利用者負担はさらに厳しくなるものと思われまます。

医療・介護の専門職の確保に努め、事業の安定した診療とサービスを提供できる体制を図ります。そのためには、研修や学習をし、各人の資質の向上に努め、感謝や利用者の立場を理解して各種事業を推進します。

また、関連団体と連携し、組織の強化拡充に取り組みます。そのために組合員管理を徹底し、休眠組合員との連絡を密にし、情報の提供に努めます。

そして、組合員活動に参加できる体制構築を図り、生協の経営安定に努め、経営改善を目指します。

◎ 大分県医療生活協同組合

1. 「医療生協のるるぶ」でかける、つながる、安心を結ぶ、を合言葉に、地域とつながりを広げ「困った」を出し合え、支えあえる医療生協づくりを進めましょう。
2. 医療生協の事業と運動を地域に広げ、まちづくりに貢献します。
3. 組合員の事業利用を高め経常剰余の黒字化を目指します。

4. 所得格差、暮らしへの不安が広がる中、支部・事業所の相談機能を高め、くらしと平和を守る取り組みを広げます。
5. 医療生協運動を担う職員の人づくりを進めます。
6. 国連が2030年に向けて持続可能な社会を目指して取り組んでいるSDGs、貧困をなくす、その中で、誰一人取り残さない世界の実現を目指して取り組みが広がっています。大分県医療生協は、生協の仕組みを活かし、事業と運動でまちづくりに貢献することで、SDGsの実現を推進していきます。

◎ 大分県福祉生活協同組合

地域の要求に応え「誰もが安心して住み続けられる地域づくり」を進めます。

大分県福祉生協の拠点である、豊後大野市地域は高齢の一人暮らし、夫婦二人、そして家族がいても長時間独居の高齢者が多く居住しています。

そして、隣近所との交流もすくなく一人で過ごしている高齢者の状況があります。又、認知症を発症していてもなお、一人暮らしや高齢夫婦の人もおられます。

福祉生協は「誰もが安心して住み続けられる地域づくり」を足元から開始します。

(1) 安定した事業経営を行います。

2019年度は居宅支援事業、福祉用具貸与事業を廃止し、事業を縮小します。

① ディサービス事業と給食事業を中心に事業を展開します。

* 通所介護事業（デイサービス）を更に強化発展させます。

* 地域に頼られるディサービス、地域の人が集うディサービスを目指します

* その核に「ディサービス」と、生きるに必須条件である食「給食事業」を位置づけます。

(2) その他の取り組み

① 地域の高齢者が、気軽に集まって、話したり、お茶飲んだり、食事

が出来る場所づくりに取り組みます。

- ② 地域支援のファミリーサポート事業は、さまざまな「困り事」に対応出来るよう、今後も取り組みを続けます。
- (3) 組合員が高齢化し死亡脱退が増えてきています。若い新規組合員の拡大を図ります。
- (4) 2018年度開催出来なかった「ニコニコ生活村祭り」を開催します。
- (5) ホームページをリニューアルします。

共同して事業展開に取り組んでいる、医療法人ニコニコ診療所と福祉生協から情報の発信を行います。また、季刊広報誌「スマイル」の内容を組合員が読みたい内容へ充実させます。

- (6) 地域の公民館と協力して実施している健康教室を今年度も継続し、内容の充実を図ります。

高齢者スポーツであるゲートボールやグランドゴルフの開催を支援します。

2019年度収支予算書

2019年4月1日～2020年3月31日

[収益の部]

大分県生活協同組合連合会

科 目	2018年度決算額	2019年度予算額	予算対比率%	摘要
県 連 会 費	15,157,800	15,305,600	100.97	
県 委 託 費	623,700	623,700	100.00	
役員退任慰労金積立 金 繰 入	0	2,800,000		
役員退任慰労金引当 金 繰 入	0	1,750,000		
雑 収 入	98,833	100,000	101.18	
合 計	15,880,333	20,579,300	129.58	

[費用の部]

科 目	2018年度決算額	2019年度予算額	予算対比率%	摘要
人 件 費	4,824,480	9,374,400	194.31	
役 員 報 酬	3,600,000	3,600,000	100.00	
雑 給	904,480	904,400	99.99	
福 利 厚 生 費	0	20,000		
役員退任慰労金	20,000	4,550,000	22750.00	
役員退職慰労金 引当金繰入	300,000	300,000	100.00	
物 件 費	9,385,272	10,469,004	111.55	
教 育 ・ 文 化 費	1,396,750	1,516,080	108.54	
広 報 費	1,296,540	1,487,660	114.74	
研 修 費	1,640,298	2,650,000	161.55	
調 査 研 究 費	133,014	185,800	139.68	
会 議 費	441,564	288,000	65.22	
組 織 活 動 費	10,640	65,000	610.90	
県 生 協 大 会 費	138,900	170,000	122.39	
旅 費 交 通 費	494,940	512,200	103.48	
諸 会 費	1,284,000	1,284,000	100.00	
渉 外 費	1,105,710	1,020,000	92.24	
事 務 用 品 費	141,455	380,000	268.63	
通 信 費	258,908	259,664	100.29	
地 代 家 賃	480,000	480,000	100.00	
租 税 公 課	491	1,000	203.66	
寄 付 金	400,000	0	0.00	
雑 費	164,713	169,600	102.96	
合 計	14,212,403	19,843,404	139.62	

[当期剰余金]

税引前当期剰余金	1,667,930	735,896	
法 人 税 等	598,500	350,000	
当 期 剰 余 金	1,069,430	385,896	

第3号議案

役員報酬決定の件

2019年度の役員報酬については、下記の総額の範囲とし、その範囲内における役員報酬額、支給方法などについては、理事会の協議に一任願いたい。

理事の報酬	総額	3,600,000円以内
-------	----	--------------

第4号議案

役員選任補充の件

任期中の理事3名の辞任の申し出がありましたので、定款第22条（役員補充）及び役員選任規約第10条（役員補充）に基づき、役員補充を行いません。

● 理事辞任者

役職名	氏名	単協の役職名
専務理事	太田耕作	員 外
理事	河原伸明	自治労大分県本部信用販売生活協同組合専務理事
理事	松浦和規	大分大学生生活協同組合専務理事

● 理事選任候補者

no	区分	氏名	略歴	現職
1.	分野区分	金子道彦 1960年生	2000年 5月 2016年 5月 2019年 5月	九州工業大学生生活協同組合専務理事 琉球大学生生活協同組合専務理事 大分大学生生活協同組合専務理事
2	分野区分	首藤俊一 1964年生	1989年 4月 2019年 4月 2019年 6月	自治労大分県本部入職 自治労大分県本部信用販売生活協同組合常務理事 自治労大分県本部信用販売生活協同組合専務理事
3	全県区分	河原伸明 1954年生	2005年 9月 2009年 5月 2009年 6月 2019年 6月	自治労大分県本部信用販売生活協同組合常務理事 自治労大分県本部信用販売生活協同組合専務理事 大分県生活協同組合連合会理事 自治労大分県本部信用販売生活協同組合専務理事退任

第5号議案

役員退任慰労金の件

役員退任にともない、役員報酬及び退職慰労金に関する規則の第10条の常勤役員退職慰労金及び第11条の非常勤役員退任慰労金支給を定めに基づく金額を支給することを理事会に一任願いたい。

第6号議案

議案決議効力発生に伴う議案の件

本総会の各議案について、議案の本旨に反しない範囲の運用や字句の修正を理事会に一任していただくよう提案します。

2019年度 県連年間活動スケジュール（7月～12月）（上半期） 予定

（2019年）

	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	
1	月	木	日	火	金	日	1
2	火	金	月	水	土	月	2
3	水	土	火	木	日	火	3
4	木	日	水	金	月	水	4
5	金	月	木	土	火	木	5
6	土	火	金	日	水	金	6
7	日	水	土	月	木	土	7
8	月	木	日	火	金	日	8
9	火	金	月	水	土	月	9
10	水	土	火	木	日	火	10
11	木	日	水	金	月	水	11
12	金	月	木	土	火	木	12
13	土	火	金	日	水	金	13
14	日	水	土	月	木	土	14
15	月	木	日	火	金	日	15
16	火	金	月	水	土	月	16
17	水	土	火	木	日	火	17
18	木	日	水	金	月	水	18
19	金	月	木	土	火	木	19
20	土	火	金	日	水	金	20
21	日	水	土	月	木	土	21
22	月	木	日	火	金	日	22
23	火	金	月	水	土	月	23
24	水	土	火	木	日	火	24
25	木	日	水	金	月	水	25
26	金	月	木	土	火	木	26
27	土	火	金	日	水	金	27
28	日	水	土	月	木	土	28
29	月	木	日	火	金	日	29
30	火	金	月	水	土	月	30
31	水	土		木		火	31

2019年度 県連年間活動スケジュール（1月～6月）（下半期） 予定

（2020年）

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	
1	水 元旦	土	日	水	金	月	1
2	木	日	月	木	土	火	2
3	金	月	火	金	日 憲法記念日	水 第8回理事会	3
4	土	火	水	土	月 みどりの日	木	4
5	日	水 ④地連運営委員会・活動推進会議	木	日	火 こどもの日	金	5
6	月 仕事始め	木	金	月	水 振休	土	6
7	火	金	土	火	木	日	7
8	水	土	日	水 ⑥地連運営委員会・総会議案検討	金	月	8
9	木	日	月	木	土	火	9
10	金	月	火	金	日	水	10
11	土	火 建国記念の日	水	土	月	木	11
12	日	水	木	日	火	金 日生協第70回通常総会	12
13	月 成人の日	木	金	月	水 第7回理事会	土	13
14	火	金	土	火	木	日	14
15	水	土	日	水	金	月	15
16	木	日	月	木	土	火	16
17	金	月	火	金	日	水	17
18	土	火	水 第6回理事会	土	月	木	18
19	日	水	木	日	火	金	19
20	月	木	金 春分の日	月	水 第4回組織委員会	土	20
21	火	金	土	火	木	日	21
22	水	土	日	水	金	月	22
23	木	日	月	木	土	火	23
24	金	月	火	金	日	水	24
25	土	火	水	土	月	木 県連第67回通常総会	25
26	日	水	木	日	火	金	26
27	月	木	金	月	水	土	27
28	火	金	土	火	木	日	28
29	水	土	日	水 昭和の日	金	月	29
30	木 第5回理事会、行政との懇談会予定		月	木	土	火	30
31	金		火		日		31

「資料」

「2019年度大分県予算編成ならびに行政執行に関する要望書」について(回答)

2018年10月5日付けで要望のあった上記のことについて、下記のとおり回答します。

2018年12月28日

2019年度要望事項	回 答
<p>1 消費者行政の充実・強化について要望します。</p> <p>(1) 大分県におかれましては、消費者行政を推進し、県民の消費生活の安定と向上に関する「第三次大分県消費者基本計画」に基づく諸施策を遂行されて2年を経過しましたが、その進捗状況については大分県消費生活審議会等で状況分析をされていると思われませんが、基本計画の中で県生協連をはじめ消費者団体として協力できる事項について提示いただくことを要望します。</p> <p>(2) 消費者庁よりの「地方消費者行政活性化交付金」が、2017年度補正予算において12億円措置され、2018年度予算案に「地方消費者行政強化交付金」24億円が盛り込まれました。消費者庁は、前年度より予算が削減された分、地方自主財源で手当てされるよう求めているようであり、大分県においても予算編成での特段の措置がとられるよう要望します。</p> <p>(3) 市町村の消費生活相談窓口では大分県の積極的なご指導によりほとんどの市町村で消費者センターが設置されましたが、津久見市、日出町、九重町、玖珠町、姫島村では設置されていないようです。県の一層の働きかけにより全市町村でのセンター設置ができることを要望します。</p> <p>(4) 消費生活相談員の高齢化もあり、消費生活相談員不足が感じられ、特に大分市以外の市町村では不足している感があります。これからも地域での消費生活相談は地方でも重要であることから消費生活相談員資格取得のために、地方での講習会開催等を実施して資格者の確保に努められるよう要望します。</p> <p>(5) 消費者教育推進については、消費者自身による学習と工夫によって生き生きと多彩な活動が生み出されるよう、消費者団体等への活動支援を要望します。また、教育機関等と連携し、学校教育を通して子どもたちが自立し自覚した個人として育成されるよう施策のご検討を要望します。</p> <p>(6) 適格消費者団体となった特定非営利活動法人「大分県消費者問題ネットワーク」は、被害未然防止のための啓発や救済活動、来年度から消費者庁では事務所の独立化や体制の強化が求められていること等から財政の確立は必要条件となります。引き続き支援を行うよう要望します。</p>	<p>(所管課：県民生活・男女共同参画課)</p> <p>(1) 第3次大分県消費者基本計画の推進にあたっては、貴連合会をはじめとする関係団体にご協力いただき、着実な成果を上げているところであり、また、貴連合会会長理事には大分県消費生活審議会において、委員として県の消費者行政についてご審議いただいているところでもあります。 今後も生活に密着した活動を行う団体として、県の施策の広報・啓発等について、引き続きご協力くださるよう、お願いいたします。</p> <p>(2) 消費者庁は、来年度の地方消費者行政強化交付金について、例年並みの40億円を要求しています。 県では、以前から消費者生活相談員の人件費や消費者月間の取り組み等については、一般財源を確保して事業実施を行っており、今後も国の交付金を有効に活用しながら、自主財源へのスムーズな移行に努めてまいります。</p> <p>(3) 消費者行政は自治事務であり、国や県の指示に従って行うものではありませんが、消費生活センターの設置については、未設置の市町村に対し、担当課長会議や市町村巡回などの機会をとらえて、重要性・必要性等を説明し、取り組みを促しているところです。 なお、センター未設置の市町村においても、相談窓口は設置されており、特に九重町においてはセンターと同等の規模・内容で運営しています。</p> <p>(4) 消費生活相談員は消費者行政の中核を担う人材であり、その確保と資質向上が喫緊の課題であることから、今年度から従来の法令講座に加え、地方在住者に配慮した通信講座と模擬試験等による試験直前対策講座を組み合わせた資格取得支援講座を実施しました。 初年度の今年は定員20名に対し30名を超える応募があったため、定員を超える26名が受講しました。</p> <p>(5) これまでも「自ら考え行動できる自立した消費者」の育成をめざして、国、市町村、県及び市町村教育委員会、関係団体等と連携して、幼児期から成人期までのライフステージに応じた消費者教育を推進しております。今後は、特に成年年齢引下げに伴い懸念されている若年者の消費者被害の未然防止のため、高校をはじめとする学校教育における消費者教育の充実、強化に取り組んでまいります。</p> <p>(6) 大分県消費者問題ネットワークは、消費者問題に関する高い専門性を有する団体であり、これまでも広く県民に対しての消費関係の法令知識の普及・啓発や消費生活相談員の資質向上といった研修事業を委託するなど、県としても支援してきたところです。 今後も引き続き消費者市民社会の実現に向け、連携して事業を実施してまいります。</p>

2019年度要望事項	回 答
<p>2 食の安全・安心の推進について要望します。</p> <p>大分県におかれましては、食品事業者への適正表示、コンプライアンスの徹底など、消費者の信頼回復に向けた取り組み、また、食の安全・安心を確保するための情報の共有化、事案に応じての食品表示の適正化指導や食品衛生上の改善指導など関係機関の提携のもとでの取り組みを推進されていることに敬意を表し、引き続き、食の安全・安心の充実をより一層図られるよう、次の事項について要望します。</p> <p>(1) 毎年のように食の安全を揺るがす事件事故が発生しています。また、消費者は異物混入の報道など過度の不安を感じる場合があります。消費者への食品衛生の正しい知識と食の安全確保対策の情報提供を高め、冷静に受け止め対応できるよう普段のリスクコミュニケーションを図っていただくよう要望します。</p> <p>同時に、食品事故の発生抑制と拡散防止のため食品安全にかかわるリスクマネジメントの充実に向け、国や関係機関と連携し、必要な措置を講じるよう要望します。</p> <p>(2) 食品衛生管理の国際標準であるHACCPによる衛生管理は、今後も中小零細事業者での導入がさらに進むと考えられますが、事業者が着実に実施できるよう指導することを要望します。</p> <p>(3) 食の安全や食育に関する消費者教育が充実するよう以下の事項を要望します。</p> <p>① 学校教育において、食の安全や食育に関して多角的に学べる工夫を行うこと。</p> <p>② 食育推進計画に基づく食育を充実させるために、県の伝承料理を大切にしている取り組みや食の体験、食育サポーターの養成など食育推進を強化すること。</p>	<p>(1) 県では、消費者への正しい知識の提供のために、ホームページ、フェイスブック、安全・安心メールを活用して食品による危害発生防止や食中毒予防の情報提供を行っています。また、「食の安全こども教室」を開催し、子ども達に正しい食品衛生の知識の普及を図っています。</p> <p>さらに、毎年、事業者と消費者との意見交換の場を設けて、食の安全確保対策に関するリスクコミュニケーションを図っています。今後もこのような事業を通じて情報提供を積極的に推進していきます。</p> <p>リスクマネジメントの充実につきましては、本年度策定した第5次大分県食品安全行動計画に基づき食の安全の確保を推進していくとともに、食品衛生法の改正により設置される国や他の自治体等関係機関との広域連携協議会を通じて広域的な食中毒事案への対策の強化を図ります。</p> <p>(所管課：食品・生活衛生課)</p> <p>(2) 食品衛生法が改正され、全ての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理が制度化されたことを受け、期限までに導入できるよう保健所による指導を強化すると共にセミナーを開催し周知を徹底します。</p> <p>併せて、事業者の積極的な取り組みを支援し円滑な導入を促進します。</p> <p>(所管課：食品・生活衛生課)</p> <p>① 学校では、食の安全や食育に関する内容について、家庭科の時間ほもとより、体育科（保健領域）、社会科、特別活動等、学校教育活動全体を通じて実施しています。</p> <p>県教育委員会では、学校給食従事者や食育の中心的役割を担う栄養教諭等に対して各種研修会を実施し、安全な学校給食の提供や食育の充実に向けて取り組んでいます。</p> <p>引き続き、食の安全や食育が推進されるよう、市町村教育委員会等に対し働きかけを行うとともに、授業中に子どもたちが考えたレシピを給食で提供した事例を紹介するなど、研修内容の工夫を図ってまいります。</p> <p>(所管課：体育保健課)</p> <p>② 県では、現在、第3期大分県食育推進計画に基づき、県民一人ひとりが「地域の食文化を生かした料理ができる力」や「食べ物のいのちを感じる力」など食育の6つの力を身につけられるよう食育の取り組みを推進しています。</p> <p>具体的には、県内の食育に関する90（平成29年度末）の指導・実践者（団体）に「食育人材バンク」の講師として登録していただき、郷土料理や伝承料理を継承する料理教室の開催や農業体験を実施しています。</p> <p>また、平成30年6月に大分県で開催した食育推進全国大会の中でも、郷土料理や伝承料理のブースや一次産業の体験ゾーンを設け、食育の普及に努めました。</p> <p>今後も、全国大会を通じて拡大した食育に関するネットワークを活用して、「食文化の継承」などの課題解決に向け、ステップアップした取り組みを実施していきます。</p> <p>(所管課：食品・生活衛生課)</p>

2019年度要望事項	回 答
<p>(4) 大分県内の食料自給率の向上に向けて以下の事項を要望します。</p> <p>① 県内農業者の支援とともに、地産地消の推進や飼料米・飼料稲などによる遊休農地の活用など積極的に推進すること。</p> <p>② 大分県での学校給食における地場農産物の活用、供給体制の一層の整備を進めること。</p> <p>③ 消費者が地元の農水産物を購入するよう啓発や推進を図ること。</p> <p>④ 主要農産物種子法廃止後も、種子採取事業や検査体制を維持し、種子の安定供給を継続すること。</p> <p>3 生活協同組合の育成・強化について要望します。</p> <p>生協は、県の消費者行政と連携して一定の役割を果たすと同時に、一層地域社会への貢献ができる組織であり、これからもその役割を果たさなければなりません。</p> <p>さらに、様々な団体と協働しながら「地域社会づくり」への参加を掲げ、その具体化に向けて取り組みを進めています。生協を育成強化していくことで、安心して暮らすことができる地域社会の実現につながります。</p> <p>今後とも引き続き各生協の連携強化・経営安定のために、予算措置の中で協働事業の拡大を要望します。</p>	<p>① 県ではファーマーズスクールの設置や経営拡大に向けた生産施設への助成など、農産物の生産拡大等に向けた幅広い支援を行っています。また、地産地消の推進に向けては、7月、11月に地産地消キャンペーンを行うとともに、直売所の品揃え充実や集客力向上についての支援も行っています。</p> <p>遊休農地については、その拡大防止に向けて、担い手への農地集積・集約化や企業参入による活用を促進するとともに、飼料用米を中心とする交付金を活用した作付推進を行っています。</p> <p>(所管課：農地活用・集落営農課)</p> <p>② 学校給食において、夏と秋に生産者と消費者が一体となって地産地消を進める「おおいた地産地消キャンペーン」や11月に大分県産食材の積極的な活用などを目的とした「学校給食1日まるごと大分県」、毎月1回の「食育の日」などで地場産物の活用を図っています。また、関係部局と連携した「学校給食県産食材導入対策事業」による県産食材の供給も行っているところです。</p> <p>今後も、流通業者や生産者等と協力して、学校給食用食材の円滑な供給に取り組むとともに、安全安心な地元食材を活用した取り組みを継続してまいります。</p> <p>(所管課：体育保健課)</p> <p>③ 県では、露地かぼすやピーマン等の「旬入り宣言」や量販店と連携した販売促進により、県産品の認知度の向上に取り組んでいます。また、毎月第4金曜日を県産魚の日と定め、小売店と連携し、かぼすブリやヒラマサなどの県産魚を「知って、買って、食べてもらう」運動に取り組んでいます。</p> <p>(所管課：地域農業振興課)</p> <p>④ 稲、麦類及び大豆の優良な種子の安定供給は、産地育成や農家経営の安定に欠かせないものと認識しています。そのため、法に代わる県の規程を整備し、円滑に優良な種子を生産者へ供給できる体制を維持しているところです。</p> <p>(所管課：農地活用・集落営農課)</p> <p>生活協同組合は、地域に根ざした活動を行っている団体でもあり、県政を推進するうえで大切なパートナーとして、様々な分野で連携をしているところです。消費者行政において、生活協同組合を消費者団体の中核として位置づけ、消費者教育推進のための地域フォーラムの開催や、被害防止のための街頭啓発など、消費者の権利尊重や自立支援に連携して取り組んでいます。</p> <p>また、生活困窮者に対する家計相談事業、災害時の生活必需品の安定供給、災害ボランティア活動への支援など、さまざまな分野で連携しているほか、県の事業の広報にもご協力いただいているところです。</p> <p>今後も、地域コミュニティの確かな担い手である生活協同組合との連携をさらに深めてまいりたいと考えています。</p> <p>(所管課：県民生活・男女共同参画課)</p>

2019年度要望事項	回 答
<p>4 大規模災害等の被災者支援と復興・再生及び今後の災害対策について要望します。</p> <p>大分県におかれましては、一昨年の熊本・大分地震、昨年の九州北部豪雨に対する復旧・復興、また、本年の西日本豪雨災害への支援等にご尽力されてきましたことに敬意を表します。</p> <p>つきましては、今後予想される大規模災害等の被災者支援と復興・再生及び今後の災害対策について、次の事項を要望します。</p> <p>(1) 将来起こりうる大規模災害に備え、今後の災害対策に必要な被害想定、燃料確保、物流網の維持確保等の課題に対し、生活者の意見を反映させること。</p> <p>(2) 熊本地震・九州北部豪雨、今回の西日本豪雨の教訓から、災害復旧だけでなく被災地の暮らし全般の復興を視野に入れた支援体制をつくること。また、支援のための平時からの財源づくりを検討すること。</p> <p>(3) 災害時の災害対応拠点となる自治体庁舎・公共施設・医療施設等の耐震化を徹底すること。</p> <p>(4) 学校教育における防災教育の充実を図り、避難対策等を徹底すること。</p> <p>(5) 災害に便乗した悪質商法・詐欺等の予防啓発を徹底すること。</p> <p>(6) 住民や企業に対し、東南海トラフ地震をはじめ今後想定される大規模災害等の啓発活動を強めるなど防災・減災対策を早急に進めること。</p>	<p>(1) 県防災会議や「官民連携による災害対策ネットワーク会議」等を通じ、関係機関の意見の集約に努め、対策等に反映させます。 (所管課：防災対策企画課)</p> <p>(2) 災害時において迅速な被災地支援ができる体制づくりに努め、平常時から関係機関との連携強化に取り組みます。また、災害被災者住宅再建支援事業により、被災された方が可能な限り早期に安定した生活を再建できるよう、自立復興を支援してまいります。 (所管課：防災対策企画課)</p> <p>(3) 県庁舎や学校などの耐震化は進んでおり、自治体庁舎についても一部を除き耐震化が図られ、現在建替工事中のところもありますが、引き続き耐震化を働きかけています。 医療施設の耐震化率については、災害拠点病院及び救命救急センターで92.9%、病院全体で82.2%（平成29年9月1日現在）であり、同様に耐震化を働きかけ、建築基準法等の所管行政庁からも指導していきます。 また、大規模な旅館等の耐震化の促進にも取り組んでいます。 (所管課：建築住宅課)</p> <p>(4) 平成24年度から「防災教育モデル実践事業」に取り組んでおり、これまで31校のモデル校において、津波や火災災害等地域の実情に応じた防災教育、訓練の手法、校内の防災体制等の改善について実践研究し、公開研究発表会を実施しています。 この事業の取り組みを踏まえ、平成29年度に「学校における防災教育の手引き」及び「防災・避難対策マニュアル2017」を作成し、防災教育の充実や、実践的な防災対策等の推進を図っています。 また、平成30年度から、県立学校においては、防災教育や地域連携等を推進する教職員を「防災教育コーディネーター」に位置づけ、組織的な取り組みを行っており、今後、市町村立学校にも拡大する予定です。 その他、「学校防災アドバイザー」の派遣による防災訓練のより一層の改善や、「学校防災出前講座」による教職員の防災意識・知識の向上を図っています。 (所管課：学校安全・安心支援課)</p> <p>(5) 災害発生直後から、消費者の不安につけこんで不要・不急の家屋の修繕を迫ったり、善意を利用して寄付金・義捐金名目で金銭をだまし取るといった悪質商法・詐欺等が発生することがありますが、県では出前講座やホームページ、SNS等により手口や撃退方法等について啓発を行うほか、特に生協組合員に対しては、チラシ配布による啓発を貴連合会に委託して実施するなど、さまざまな方法で被害の未然防止の啓発に取り組んでいるところです。 (所管課：県民生活・男女共同参画課)</p> <p>(6) 南海トラフ巨大地震等に備えるため、地震体験車「ユレルンダー」や防災フェアの支援等による啓発活動の強化を図るとともに、県民安全・安心メールや、平成31年度から提供予定の県民向け防災アプリ等の普及、また、県防災アドバイザーの派遣による防災学習の支援等により防災意識の向上に繋がる取り組みを展開し、防災・減災対策を進めていきます。 (所管課：防災対策企画課)</p>

2019年度要望事項	回 答
<p>5 生活困窮者支援をさらに強めることを要望します。</p> <p>生活困窮者支援をさらに強めることについて、次の事項を要望します。</p> <p>(1) 子どもの貧困実態把握とその情報をできるだけ公開すること。</p> <p>(2) 給付型奨学金や就学・学習支援制度の充実を図ること。</p> <p>(3) 子どもの貧困解決のための市民の自主的な活動を支援する仕組みを検討すること。</p> <p>(4) 子ども、若者、高齢者、多世代で交流できる居場所づくりへの助成金の新設を望みます。また、空き家対策も居場所に使えるように対策を検討すること。</p>	<p>(1) 「大分県子どもの貧困計画」(平成28年3月策定)の「IV子どもを取り巻く現状と課題」において、生活保護世帯や児童養護施設入所児童、ひとり親家庭等の子どもの状況等と計画策定にあたって実施した就学援助申請世帯への意識調査の結果について記載し、県のホームページでも公開しています。</p> <p>また、「子どもの貧困率」については、本年5月、全国知事会が国に対して、統一的な基準で調査するとともに、自治体に情報提供するように要望したところです。</p> <p>(所管課：こども・家庭支援課)</p> <p>(2) 高校生に対しては、平成26年度から経済的な理由により高等学校等への就学が困難な生徒に対し、授業料以外の教育費の負担を軽減し、教育の機会均等を図ることを目的とした、返済不要の「高校生等奨学金給付金」の支給を行っています。初年度は、第1子59,500円、第2子以降129,700円が支給されていましたが、第1子に対して、平成29年度は75,800円、平成30年度は80,800円と拡充を図っています。</p> <p>また、大学生に対しては、給付型奨学金制度が平成30年度から本格実施されています。さらに平成32年度からは、一定の所得の世帯を対象に、収入に応じた大学の授業料を減免することや、給付型奨学金の拡充が検討されています。</p> <p>奨学金については、(公財)大分県奨学会が無利子で貸与しており、高校生等については一般奨学金のほか、平成18年度に通学費等奨学金、平成22年度に入学支度金を創設するなど貸与メニューを拡充してまいりました。平成27年度には、月額10,000円以上であった通学費等奨学金を月額7,000円以上とするなど、支給対象範囲を拡大しています。大学生についても、平成28年度から貸与額を3,000円増額するなど支援の充実を図っています。</p> <p>(所管課：教育財務課)</p> <p>(3) 子どもの貧困率は13.9%、ひとり親世帯の貧困率は50.8%と高く、その対策は大変重要であると考えています。このため、本年度から市町村と連携し、NPO法人や地域住民団体、ボランティア等が自主的に「子ども食堂」を新規開設又は機能強化を行う際に助成を始めたところです。</p> <p>また、今後、子ども食堂等の運営者や市町村、学校関係者を構成員とした「子どもの居場所連絡会」を設置し、子どもの貧困を早期発見、早期支援につなげるためのネットワークを形成することにしています。</p> <p>(所管課：こども・家庭支援課)</p> <p>(4) 空き家の利活用推進については、国・県・市町村が連携して取り組んでいます。交流の場づくりへの支援としては、国が、空き家対策の実施主体である市町村に補助する「空き家対策総合支援事業」等があります。県ではこれまで、同事業の補助要件である市町村の計画策定を支援してきたところ、今年度中には全市町村で計画が策定される見込みです。空き家利用の具体的な案件がありましたら、市町村や県にお問い合わせください。</p> <p>また、県ではこれまで、高齢者や子育て世帯等の居場所づくりの拡充を図るため、市町村社会福祉協議会が行うサロン活動の立ち上げや活動の活性化の取り組みを支援してきたところです。</p> <p>本年4月に施行された改正社会福祉法により、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備が市町村の努力義務とされたことから、今年度からは、市町村が地域課題を解決するための取り組みの一つとして、サロン活動等住民同士の交流の場づくりを助成対象とする制度に組み替え、引き続き支援しています。</p> <p>(所管課：地域活力応援室・福祉保健企画課)</p>

2019年度要望事項	回 答
<p>6 暮らしの安全・安心の確保について要望します。</p> <p>環境対策を引き続き強化するとともに、次の事項について要望します。</p> <p>(1) 大分県の県土は多くの森林が占めています。県民の命と暮らしを育む森林を守り林業の活性化を図ることは重要であると考えます。「健康・省エネ住宅を推進する国民会議」が健康や省エネルギーに配慮した住まいを実現することを提唱していますが、大分県産材の活性と地域の活性化につながると考えますので、県としても普及に努めること。</p> <p>(2) 屋上緑化や壁面緑化等、CO₂削減の取り組みへの補助があると思いますが、さらに充実すること。</p> <p>7 農林水産業の育成について要望します。</p> <p>大分県では、県内農林水産業を発展させる施策を展開し、食料自給率の向上と地産地消の取り組みを進めています。県民への広報をさらに強化していくとともに、私たち消費者と生産者が結びつき、地産地消や産直を推進し、食料自給率を高めていくことが大切です。そのためにも引き続き、県内農林水産業への支援と次代の担い手の育成がさらに進みますよう要望します。</p>	<p>(1) 住宅建築向けの県産材の需要拡大については、地場工務店と協力して、これまで外材が主に使用されてきたパネル工法住宅等の分野において県産材に切り替える取り組みを進めています。また、パネル工法は、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)に対応しており、パネル工法の普及が大幅な省エネルギーにつながると考えています。</p> <p>(所管課：林産振興課)</p> <p>(2) 県内では大分市において、「活き粋大分街かど空間奨励事業」として屋上緑化や壁面緑化等への補助を実施しており、また、県においても、緑のカーテンの取り組み等の促進や、環境への対応を効果的・効率的に行うことを目的としたエコアクション21の新規取得に対する補助等により、家庭や事業所等のCO₂削減を進めていきます。</p> <p>(所管課：うつくし作戦推進課)</p> <p>地産地消は、地域で生産された農林水産物を地域で消費するだけでなく、生産者と消費者の交流や地域の活性化など、農林水産業の持続的発展において重要な取り組みと考えています。</p> <p>このため、県産農林水産物を消費者へ広くPRすることを目的に、農林水産祭の開催をはじめ、食品メーカーやコンビニエンスストア、学校等と連携した地産地消キャンペーンの実施や、消費者との交流拠点である直売所の魅力向上などに取り組んでいます。</p> <p>さらに、大分県を代表する食材(おおいた豊後牛、乾しいたけ、県産魚)を使用したメニューを提供する飲食店を「ビストロおおいた認定店」として認定し、消費拡大に向けたPRを強化する取り組みを本年度から開始したところです。</p> <p>また、担い手の育成については、就農学校やファーマーズスクール等の研修制度や各種給付金制度の充実により、新規就業者の確保・育成に取り組んでいます。</p> <p>こうした農林水産物の需要と供給の両面からの施策を進めていくことにより、食料自給率の向上を図っていきます。</p> <p>(所管課：新規就業・経営体支援課)</p>

2019年度要望事項	回 答
<p>8 医療・健康・介護保険について要望します。</p> <p>(1) 国民健康保険について 大分県内で国保税(料)の滞納により、「平成29年保険者資格証明書」の交付世帯数は、2,783世帯(前年度3,154世帯)、滞納による延差し押さえ件数は4,016件(前年度3,868件)となっています。 このような状況の中、必要な医療が受けられない状況にならないように、滞納者への十分な納付相談を行い、滞納は話し合いで解決できるよう各自自治体に指導を進めていくことを要望します。</p> <p>(2) 介護・福祉について 厚生労働省は、7月21日、団塊の世代がすべて75歳以上になる2025年度に、介護職員が約34万人不足する恐れがあるとの推計を公表しました。今の人材確保策では不足分を補うめどは立たず、さらなる処遇改善などが必要となっています。 大分県の要介護者は、2015年度45,795人、2025年度には67,959人になると推計されています。高齢化の進行に伴い、介護サービスを受ける要介護認定者数が増加する見込みです。 高齢化の進行していく中、介護を担う職員の確保が大変になっています。大分県として育成のための奨学金制度、また、介護事業所への県として独自の「介護職員処遇改善」のための助成金制度など施策の検討を要望します。</p>	<p>(1) 国民健康保険の財源となる保険税の収納確保は、制度を維持していく上できわめて重要です。 このため、国民健康保険法では、滞納者に対する実効的な対策を講じるとともに、被保険者間の負担の公平を図る観点から、保険税を1年以上滞納している被保険者に対しては、災害その他特別の事情があると認められる場合を除き、被保険者資格証明書の交付を行うこととされています。 また、滞納者に対する財産の差し押さえについては、国税徴収法により生活に欠くことができない衣服や寝具など差押えが禁止されている財産を除き認められています。 県としては、保険者である市町村に対して、保険税の減免制度による救済に配慮するとともに、滞納者への丁寧な納付相談、納付指導に努めるよう助言を行っています。 (所管課：国保医療課)</p> <p>(2) 県では、介護福祉士等養成施設の入学者や、介護資格及び経験を有する人材(潜在的介護人材)等に対し、修学資金や再就職準備金等の貸付を行い、介護人材の確保を図っているところです。 なお、各貸付金につきましては、一定期間、介護業務に従事することにより、貸付金の返還免除を行っています。 また、介護職員処遇改善加算については、昨年度、勤続年数や介護福祉士資格の取得等によるキャリアアップの仕組みの構築を事業者に促すため、月額平均1万円相当の処遇改善が可能となるよう制度改正が行われたところです。 県では、当該加算を取得していない法人の新規取得や、加算を取得している法人のより上位の区分の加算の取得に向け、本年度、約120法人を訪問し、助言を行っています。 (所管課：高齢者福祉課)</p>

定 款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この生活協同組合連合会（以下「この会」という。）は、協同相互の精神に基づき、民主的運営によって、会員生活協同組合の育成、指導及び相互の連絡を図り、健全なる生活協同組合運動の進展を期し、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

(名 称)

第2条 この会は、大分県生活協同組合連合会という。

(事 業)

第3条 この会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の組織の強化及び指導並びに連絡調整に関する事業
- (2) 会員及び会員を組織する組合員の生活文化の改善向上を図る事業
- (3) 会員及び会員の役職員に対する組合事業についての知識の向上を図る事業
- (4) 会員の事業に必要な調査研究、出版及び情報を提供する事業
- (5) 各種協同組合及び関係団体との連絡調整
- (6) 県からの委託事業
- (7) 前各号の事業に附帯する事業

(区 域)

第4条 この会の区域は、大分県一円とする。

(事務所の所在地)

第5条 この会は、事務所を大分県大分市に置く。

第2章 会員及び出資金

(会員の資格)

第6条 この会の会員は、この会の区域内に主たる事務所を有する次の団体とする。

- (1) 生活協同組合
- (2) 他の法律により設立された協同組織体で、消費生活協同組合法第2条第1項各号に掲げる要件を備え、かつ、この会の事業を利用することを適当とこの会が認めたもの

(加入の申込み)

第7条 前条第1項に規定する者は、会員となろうとするときは、この会の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの会に提出しなければならない。

2. この会は、前項の申込を拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りではない。
3. この会は、前条第1項に規定する者の加入について、現在の会員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。
4. 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この会が第1項の申込みを受理したときに会員となる。
5. この会は、会員となった者について会員証を作成し、その会員に交付するものとする。

(加入承認の申請)

第8条 第6条第2項に規定する者は、会員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この会の定める加入承認申請書をこの会に提出しなければならない。

2. この会は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請した者に通知するものとする。
3. 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金の払込みをしなければならない。
4. 第1項の申請した者は、前項の規定により出資金の払込みをしたときに会員となる。
5. この会は、会員となった者について会員証を作成し、その会員に交付するものとする。

(届出の義務)

第9条 会員は、会員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの会に届け出なければならない。

(自由脱退)

第10条 会員が、事業年度の末日の90日前までにこの会に予告し、当該事業年度終りにおいて脱退することができる。

(法定脱退)

第11条 会員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 会員たる資格の喪失
- (2) 解散
- (3) 除名

(除名)

第12条 この会は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決によって、除名することができる。

- (1) 1年間、この会の事業を利用しないとき。
 - (2) 出資の払込み（過怠金の納付、又は利用料の支払）を怠り、催促を受けてもその義務を履行しないとき。
 - (3) この会の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。
2. 前項の場合において、この会は、総会の会日の5日前までに、除名しようとする会員にその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
3. この会は、除名の議決があったときは、除名された会員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

(脱退会員の払戻し請求権)

第13条 脱退した会員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しをこの会に請求することができる。

- (1) 第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額
 - (2) 第11条第3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額
2. この会は、脱退した会員が、この会に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。
3. この会は、事業年度の終わりに当たり、この会の財産をもってその債務を完済するに足りないときは、第1項の払戻しを行わない。

(出資)

第14条 会員は、出資1口以上を有しなければならない。

2. 1会員の有することのできる出資口数の限度は、会員の総出資口数の2分の1とする。
3. 会員は、出資金額の払込について、相殺をもってこの会に対抗することができない。
4. 会員の責任は、その出資金額を限度とする。

(出資1口の金額及びその払込み方法)

第15条 出資1口の金額は、1,000円とし、全額を一時払いとする。

(過怠金)

第16条 この会は、会員が出資の払込みを怠ったときは、その会員に対して、払込みを怠った出資金額の1000分の1に相当する額に、払込み期日の翌日から払込みの完了する日の前日までの日数を乗じて得た額に相当する額の過怠金を課することができる。

2. この会は、会員が出資の払込みを怠ったことにつき、理事会においてやむを得ない事情があると認めるときは、その会員に対する過怠金の全部又は一部を免除することができる。

(出資口数の増加)

第17条 会員は、この会の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

(出資口数の減少)

第18条 会員は、やむをえない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの会に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。

2. 会員は、その出資口数が第14条第2項に規定する限度を越えたときは、その限度以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。

3. 出資口数を減少した会員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの会に請求することができる。

4. 第13条第3項の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。

(会 費)

第19条 会員は、この会の事業に必要な経費に充てるため、別に定める規定による会費を負担しなければならない。

第3章 役 職 員

(役 員)

第20条 この会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上15人以内

- (2) 監事 2人

(役員を選任)

第21条 役員は、役員選任規約の定めるところにより、総会において選任する。

2. 理事は、会員たる法人の役員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内のものを、会員の役員以外の者のうちから選任することができる。

3. 理事は、監事を選任に関する議案を総会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

(役員の補充)

第22条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、役員選任規約の定めるところにより、3箇月以内に補充しなければならない。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、2年、監事の任期は、2年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選は妨げない。

2. 補充役員任期は、前項規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
3. 役員任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総会の終了のときと異なるときは、第1項の規定にかかわらず、その総会の終了のときまでとする。
4. 役員任期の満了又は辞任によって退任した場合において、役員数がその定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。

(役員兼職禁止)

第24条 監事は、つぎの者と兼ねてはならない。

- (1) この会の理事又は使用人
- (2) この会の子会社等(子会社、子法人等及び関連法人等)の取締役又は使用人

(役員責任)

第25条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、この会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2. 役員は、その任務を怠ったときは、この会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
3. 前項の任務を怠ってされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。
4. 第2項の責任は、総会員の同意がなければ、免除することができない。
5. 前項の規定にかかわらず、第2項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として、総会の決議によって免除することができる。
6. 前項の場合には、理事は、同項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。
 - (1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額
 - (2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
 - (3) 責任を免除すべき理由及び免除額
7. 理事は、第2項の責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

8. 第5項の決議があった場合において、この会が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金等を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。
9. 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
10. 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める行為をしたときは、前項と同様の取扱いとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではない。
 - (1) 理事 次に掲げる行為
 - イ 法第31条の7第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
 - ロ 虚偽の登記
 - ハ 虚偽の公告
 - (2) 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
11. 役員がこの会又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(理事の自己契約等)

- 第26条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1) 理事が自己又は第三者のためにこの会と取引をしようとするとき。
 - (2) この会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
 - (3) 理事が自己又は第三者のためにこの会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
2. 第1項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員解任)

- 第27条 代議員は、総代議員の5分の1以上の連署をもって、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。
2. 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの会に提出してしなければならない。
 3. 会長理事は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日の10日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
 4. 第1項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨

時総会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又理事が正当な理由がないのに総会の招集の手続きをしなかったときは、監事は、総会を招集しなければならない。

(役員報酬)

第28条 理事及び監事に対する報酬は、総会の議決をもって定める。この場合において、総会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。

2. 監事は、総会において、監事の報酬について意見を述べることができる。
3. 第1項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

(代表理事)

第29条 理事会は、理事の中からこの会を代表する理事（以下「代表理事」という。）を選定しなければならない。

2. 代表理事は、会の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
3. この会は、代表理事を会長理事とする。

(会長理事及び専務理事)

第30条 理事は、会長理事1人及び専務理事1人を理事会において互選する。

2. 会長理事は、理事会の決定に従ってこの会の業務を統括する。
3. 専務理事は、会長理事を補佐してこの会の業務を執行し、会長理事に事故があるときは、その職務を代行する。
4. 理事は、会長理事及び専務理事に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

(理事会)

第31条 理事会は、理事をもって組織する。

2. 理事会は、この会の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。
3. 理事会は、会長理事が招集する。
4. 会長理事以外の理事は、会長理事に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
5. 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求した理事は、理事会を招集することができる。
6. 理事は、3月に1回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
7. その他理事会の運営に関して必要な事項は、規則で定める。

(理事会招集手続)

第32条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

2. 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

(理事会の議決事項)

第33条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) この会の財産及び業務の執行に関する重要な事項
- (2) 総会の招集及び総会に付議すべき事項
- (3) この会の財産及び業務の執行のための手続きその他この会の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止
- (4) 取引金融機関の決定
- (5) 前各号のほか、理事会において必要と認めた事項

(理事会の議決方法)

第34条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
3. 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときは除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
4. 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議事録)

第35条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2. 前項の議事録を電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名をしなければならない。

(定款等の備置)

第36条 この会は、法令に基づき、以下に掲げる書類を主たる事務所に備え置かなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 規約
 - (3) 理事会の議事録
 - (4) 総会の議事録
 - (5) 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案（以下「決算関係書類」という。）及び事業報告書並びにこれらの附属証明書（監査報告を含む。）
2. この会は、法令に定める事項を記載した会員名簿を作成し、主たる事務所に備え置かなければならない。
 3. この会は、会員又は会員の債権者（理事会の議事録については、裁判所の許可を得た会員の債権者）から、法令に基づき、業務取扱時間内において当該書面の閲覧又は謄写の請求等があったときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（監事の職務及び権限）

- 第37条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令の定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 3. 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この会の子会社に対して事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 4. 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
 5. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
 6. 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
 7. 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。
 8. 第30条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。
 9. 監事は、総会において、監事の解任又は辞任（選任若しくは解任又は辞任）について意見を述べることができる。
 10. 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
 11. 会長理事は、前項の者に対し、同項の総会を招集する旨並びに総会の日時及び場所を通知しなければならない。
 12. 監事についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総会の承認を受けるものとする。

(理事の報告義務)

第38条 理事は、この会に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差止め)

第39条 監事は、理事がこの会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又これらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2. 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命じるときは、担保を立てさせないものとする。

(監事の代表権)

第40条 第29条第2項の規定にかかわらず、次の場合には、監事がこの会を代表する。

- (1) この会が、理事又は理事であった者（以下、「この条において理事等」という。）に対し、また、理事等が会に対して訴えを提起する場合
- (2) この会が、6箇月前から引き続き加入する会員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合
- (3) この会が、6箇月前から引き続き加入する会員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合
- (4) この会が、裁判所から、6箇月前から引き続き加入する会員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合

(会員による理事の不正行為等の差止め)

第41条 6箇月前から引き続き加入する会員は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの会に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(会員の調査請求)

第42条 会員は、会員の5分の1以上の同意を得て、監事に対し、この会の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

2. 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行わなければならない。

(顧問)

第43条 この会に、顧問を置くことができる。

2. 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。
3. 顧問は、この会の業務の執行に関し、会長理事の諮問に応じるものとする。

(職員)

第44条 この会の職員は、会長理事が任免する。

2. 職員の定数、服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 総 会

(総会の設置)

第45条 この会に、この会の最高の意思決定機関として総会を設ける。

2. 総会は、会員を代表する代議員によって構成する。

(代議員の定数)

第46条 代議員の定数は、会員規則の定めるところにより、理事会において定める。

(代議員の選出)

第47条 代議員の選出は、会員規則の定めるところにより、会員の内から選出する。

(代議員の補充)

第48条 代議員が欠けた場合におけるその補充については、会員規則の定めるところによる。

(代議員の職務執行)

第49条 代議員は、会員の代表として、会員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。

(代議員の任期)

第50条 代議員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

(代議員名簿)

第51条 理事は、代議員の氏名及びその選挙区を記載した代議員名簿を作成し、会員に周知しなければならない。

(通常総会の招集)

第52条 通常総会は、毎事業年度終了の日から3箇月以内に招集しなければならない。

(臨時総会の招集)

第53条 臨時総会は、必要があるときは、いつでも理事会の議決を経て、招集できる。ただし、代議員がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求の

あった日から20日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

(総会の招集者)

第54条 総会は、理事会の議決を経て、会長理事が招集する。

2. 会長理事及びその職務を代行する理事がいないとき、又は前条第2項の請求があった場合において、理事が正当な理由がないのに総会招集の手続きをしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

(総会の招集手続)

第55条 総会の招集者が総会を招集する場合には、総会の日時及び場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。

2. 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の決議によらなければならない。
3. 前条第2項の規定により監事が総会を招集する場合には、第1項の事項の決定は、監事の全員の合議により決定しなければならない。
4. 総会を招集するには、総会の招集者は、その総会の会日の10日前までに、会員に対して第1項を記載した書面をもってその通知を発しなければならない。
5. 通常総会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、会員に対し、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書（監査報告を含む。）を提供しなければならない。

(総会提出議案及び書類の調査)

第56条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(総会の会日の延期又は続行の議決)

第57条 総会の会日は、総会の議決により、延期し、又は継続することができる。この場合においては、第55条の規定は適用しない。

(総会の議決事項)

第58条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 規約の設定、変更及び廃止
- (3) 解散及び合併
- (4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更

- (5) 出資1口の金額の減少
- (6) 事業報告書及び決算関係書類
- (7) 他の団体への加入又は脱退

2. この会は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものであっては、前項の規定にかかわらず、総会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。

3. 総会においては、第55条第4項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りではない。

4. 規約の変更のうち、以下の事項については、第1項の規定にかかわらず、総会の議決を経ることを要しないものとする。この場合においては、総会の議決を経ることを要しない事項の変更の内容の会員に対する通知、公告その他の周知の方法は第79条及び第80条による。

- (1) 関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る）に伴う規定の整理

（総会の成立要件）

第59条 総会は、会員を代表する代議員の半数が出席しなければ、議事を開き、議決することはできない。

2. 前項に規定する数の代議員の出席がないときには、理事会は、その総会の会日から20日以内にさらに総会を招集することを決しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。

（役員の説明義務）

第60条 役員は、総会において、代議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 代議員が説明を求めた事項が総会の目的である事項に関しないものである場合
- (2) その説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 代議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合。ただし、当該代議員が総会の日より相当の期間前に当該事項をこの会に対して通知した場合又は当該事項について説明するために必要な調査が著しく容易である場合はこの限りでない
- (4) 代議員が説明を求めた事項について説明をすることによりこの会その他の者（当該代議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
- (5) 代議員が当該総会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求め

る場合

- (6) 前各号に掲げる場合のほか、代議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(議決権及び選挙権)

第61条 代議員は、その出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。

(総会の議決方法)

第62条 総会の議事は、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 総会の議長は、総会において、出席した代議員のうちから、その都度選任する。
3. 議長は、代議員として総会の議決に加わる権利を有しない。
4. 総会において議決をする場合には、議長は、その議決に関して出席した代議員の数に算入しない。

(総会の特別決議方法)

第63条 次の事項は、代議員の半数以上が出席し、その3分の2以上の多数で決しなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 第25条第5項に規定する役員の実任の免除

(議決権の書面又は代理人による行使)

第64条 代議員は、第55条第4項の規定により、あらかじめ通知があった事項について、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。ただし、代議員でなければ代理人となることはできない。

2. 前項の規定により、議決権を行う者は、出席者とみなす。
3. 第1項の規定により書面をもって議決権を行う者は、第55条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否を書面に明示して、第67条及び第21条第1項の規定による規約の定めるところにより、この会に提出しなければならない。
4. 代理人は、3人以上の代議員を代理することができない。
5. 代理人は、代理権を証する書面をこの会に提出しなければならない。

(総会の議事録)

第65条 総会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び総会において選任した代議員2名がこれに署名又は記名押印するものとする。

(解散又は合併の議決)

第66条 総会においてこの会の解散又は合併の議決があったときは、理事は、当該議決の日から10日以内に、会員に当該議決の内容を通知しなければならない。

2. 前項の議決があった場合において、会員が総会員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総会の議決の日から1月以内にしなければならない。
3. 前項の請求の日から2週間以内に代表理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会の招集しなければならない。
4. 前2項の総会において第1項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総会の議決は、その効力を失う。

(総会の運営規約)

第67条 この定款に定めるもののほか、総会の運営に関し必要な事項は、総会運営規約で定める。

第5章 事業の執行

(事業の利用)

第68条 この会は、会員が第3条各号の事業を利用することについて、規約又は規則で、あらかじめその方法について定めることができる。

第6章 会計

(事業年度)

第69条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(財務処理)

第70条 この会は、法令及びこの会の経理に関する規則の定めるところにより、この会の財産の処理を行い、決算関係書類及びその附属明細書を作成するものとする。

(収支の明示)

第71条 この会は、この会が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

(法定準備金)

第72条 この会は、出資総額の2分1に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金のてん補に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。

2. 前項の規定による法定準備金は、欠損金のてん補に充てる場合を除き、取り崩すことはできない。

(教育事業等繰越金)

第73条 この会は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第3号に定める事業の費用に充てるために支出するものとする。なお、全部又は一部を会員の相互の協力の下に地域において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることができる。

2. 前条第1項ただし書きの規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

(剰余金の処分)

第74条 この会は、剰余金について、第72条及び第73条に規定する法定準備金、教育事業等繰越金として繰り越す金額を控除した後になお残余があるときは、その残余を任意に積み立て又は翌年事業年度に繰越すものとする。

(欠損金のてん補)

第75条 この会は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのてん補に充てるものとする。

(会員に対する情報開示)

第76条 この会は、この会が定める規則により会員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

第7章 解 散

(解 散)

第77条 この会は、総会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる事業成功の不能
- (2) 合併
- (3) 破産手続開始の決定

(4) 行政庁の解散命令

2. この会は前項の事由によるほか、会員が2未満になったときは、解散する。
3. 会長理事は、この会が解散（破産による場合を除く。）したときは、遅滞なく会員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

(残余財産の処分)

第78条 この会が解散（合併又は破産による場合を除く。）した場合の残余財産（解散のときにおけるこの会の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。）は、払込済出資額に応じて会員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

第8章 雑 則

(公告の方法)

第79条 この会の公告は、以下の各方法で行う。

- (1) この会の事務所の店頭に掲示する方法
 - (2) 電子公告による方法
2. 法令により官報に掲載する方法によることが定められている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項に規定する方法により行う。
3. 前2項において、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、大分合同新聞への記載をもってこれに代える。

(会員に対する通知及び催促)

第80条 この会が、会員に対しする通知及び催告は、会員名簿に記載し、又は記録した会員の主たる事務所に、その会員が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの会に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて行う。

2. この会は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常会員に到達すべきときに会員に到達したものとみなす。

(実施規則)

第81条 この定款及び規約に定めるもののほか、この会の財産及び業務の執行のための手続、その他この会の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この定款は、昭和31年4月6日から施行する。

昭和62年6月17日より施行する。（一部改正）

1992年5月29日より施行する。（一部改正）

1997年5月30日より施行する。 (一部改正)
2001年6月27日より施行する。 (全面改正)
2008年7月28日より施行する。 (全面改正)